

# 第2期 角田市子ども・子育て 支援事業計画

令和2年度～令和6年度



令和2年3月

角 田 市



# はじめに

急速な少子化による家族形態の変化、待機児童問題、就労環境の多様化や地域コミュニティ意識の希薄化など、子どもとその家庭の状況は大きく変化しており、子育てにおける不安や孤立感が増大するなど、全国的に、子どもや子育てを取り巻く環境は厳しい状況が続いています。



また、女性就労者の増加とライフスタイルの多様化等により、共働きの核家族が増え、保育施設の需要が高まる中、本市においても、保育所等の待機児童解消が喫緊の最重要課題となっています。

国において平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みが定められたことに伴い、本市では、「角田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成30年4月に幼保連携型の認定こども園「なかよしこどもえん」、平成31年4月に民設民営の保育園「角田光の子保育園」を整備するなど、子ども・子育て支援施策を推進してきました。

このたび、「角田市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了することに伴い、計画の見直しを行い、新たに「第2期角田市子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

本計画では、第1期計画同様に平成19年1月に制定しました『かくだ市民子育て憲章』の趣旨に基づき、“家庭で、仲間で、地域で、みんなが子育てを楽しむ 心ゆたかな角田っ子の育成”を基本理念に、これまで推進してきた角田市子育て支援行動計画の施策を引き継ぎながら、より一層、子ども・子育て支援を充実させ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すこととしています。

最後に、本計画の策定にあたり、活発なご議論・ご提言を賜りました「角田市子ども・子育て会議」委員の皆様、ならびに「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」などに御協力いただきました市民の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和2年3月

角 田 市 長      大 友 喜 助



# 目 次

<b>第 1 章</b>	<b>計画策定にあたって</b>	<b>1</b>
1	計画策定の背景	2
2	計画の定義・位置づけ	3
3	計画期間	4
4	計画の策定体制	4
<b>第 2 章</b>	<b>本市の子ども・子育て支援の現状と課題</b>	<b>5</b>
1	角田市の状況	6
2	アンケート調査結果からみえる現状	15
3	第 2 期計画策定に向けた課題	28
<b>第 3 章</b>	<b>計画の基本的な考え方</b>	<b>32</b>
1	基本理念	33
2	基本的な視点	35
3	基本目標	36
4	施策の体系	38
<b>第 4 章</b>	<b>子ども・子育て支援の事業展開</b>	<b>39</b>
1	教育・保育提供区域の設定	40
2	人口の見込み	41
3	幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育	42
4	地域子ども・子育て支援事業	48
5	教育・保育の一体的提供及び体制の確保	61

## 第5章 次世代育成支援の施策展開..... 62

基本目標Ⅰ	明るく子育てしやすい家庭づくり.....	63
基本目標Ⅱ	安心して働ける子育て環境づくり.....	66
基本目標Ⅲ	すこやかな子どもと親の健康づくり.....	68
基本目標Ⅳ	子育てを支える地域づくり.....	72
基本目標Ⅴ	安全に安心して学び、遊べる環境づくり.....	76

## 第6章 今後の取り組み体制..... 80

1	計画の推進に向けて.....	81
2	計画の評価・進捗管理.....	81

## 参考資料..... 82

1	角田市子ども・子育て会議条例.....	83
2	角田市子ども・子育て会議委員名簿.....	85
3	子ども・子育て会議の開催日と審議内容.....	86
4	用語解説.....	88



# 第 1 章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景

我が国の急速な少子・高齢化や核家族化の進展、児童虐待の顕在化、子どもへの貧困の連鎖など、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化している中、これまで国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連



3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

本市においても、平成27年3月に令和元年度までを期間とする『角田市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、待機児童対策をはじめとした子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、女性就業率の上昇や、それに伴う保育ニーズの増加などを要因に、依然として待機児童が生じています。平成31年4月時点の全国の待機児童数は16,772人と減少傾向となっているものの、保育を必要とするすべての子ども・家庭が利用できていない状況です。平成29年6月に国が公表した『子育て安心プラン』においては、令和4年度末までに女性の就業率80%に対応できる保育の受け皿を整備することとされ、また、平成30年9月には、国が策定した『新・放課後子ども総合プラン』においては、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができるよう、学童保育事業と放課後子ども教室の両事業を計画的に推進していくこととされました。

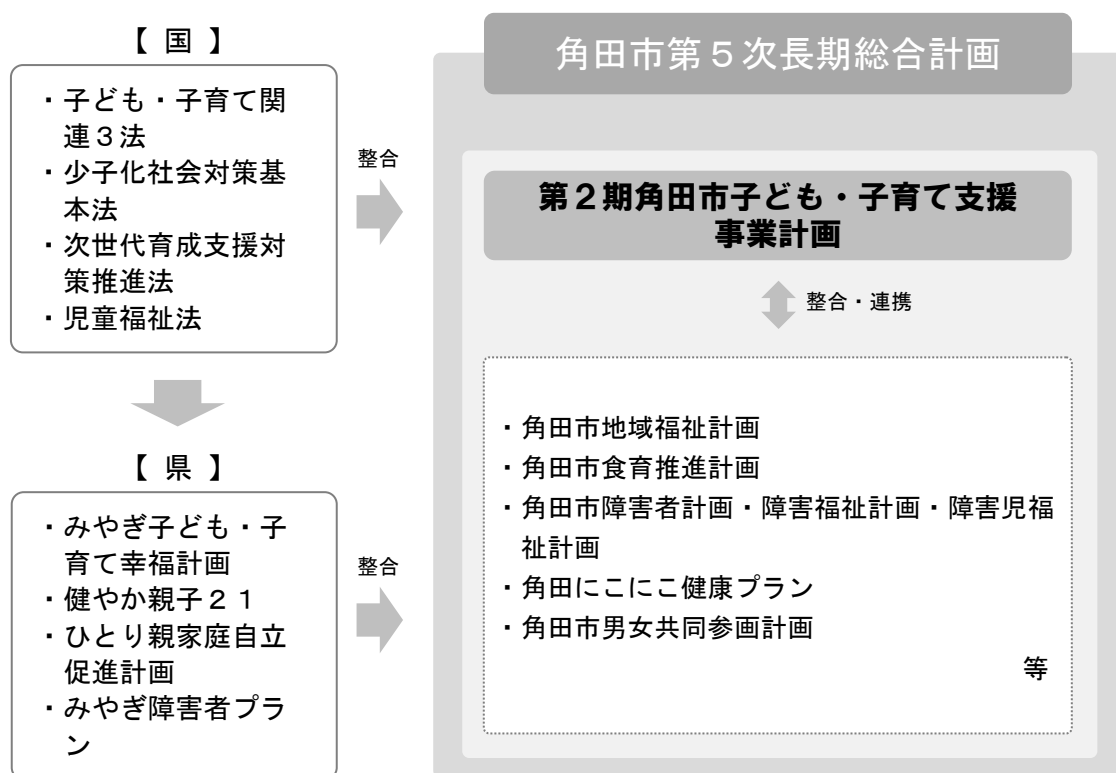
こうした状況を踏まえ、本市では、子どもを生子、子育てする喜びが実感できるまちを実現し、子育てを地域全体で支援していくことを目指して、第2期目の『角田市子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。



## 2 計画の定義・位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

また、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」として策定するとともに、角田市第5次長期総合計画の「子ども・子育てに関連する分野」の部門別計画に位置づけます。



### 3 計画期間

子ども・子育て支援法に基づき、市町村は5年間で1期とした事業計画を定めるものとされています。本計画は、令和2年度から令和6年度までを計画期間としています。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
角田市子ども・子育て支援 事業計画					第2期角田市子ども・子育て支援 事業計画				

### 4 計画の策定体制

#### (1) 市民ニーズ調査の実施・・・・・・・・・・

本計画を策定するための基礎資料を得るため、平成30年6月～7月に「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

#### (2) 角田市子ども・子育て会議による審議・・・・・・・・・・

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちをとりまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「角田市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

#### (3) パブリックコメントの実施・・・・・・・・・・

令和2年1月～2月に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。



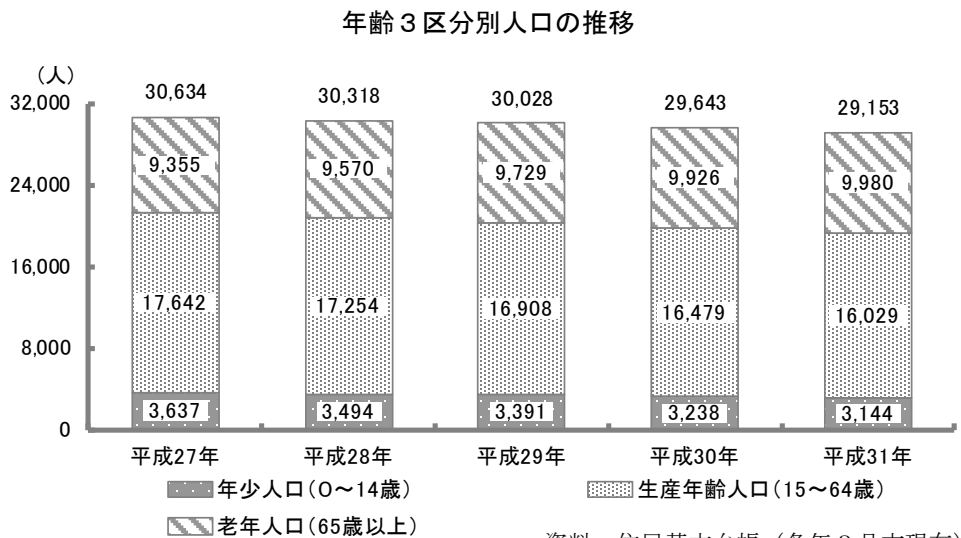
## 第 2 章 本市の子ども・子育て支援の現状と課題

# 1 角田市の状況

## (1) 人口の状況

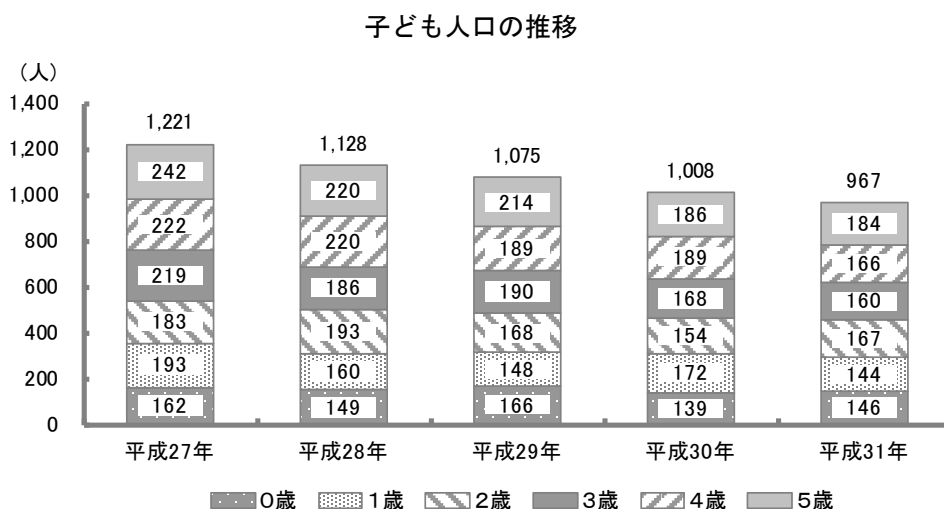
### ① 年齢3区分別人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、平成31年で29,153人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



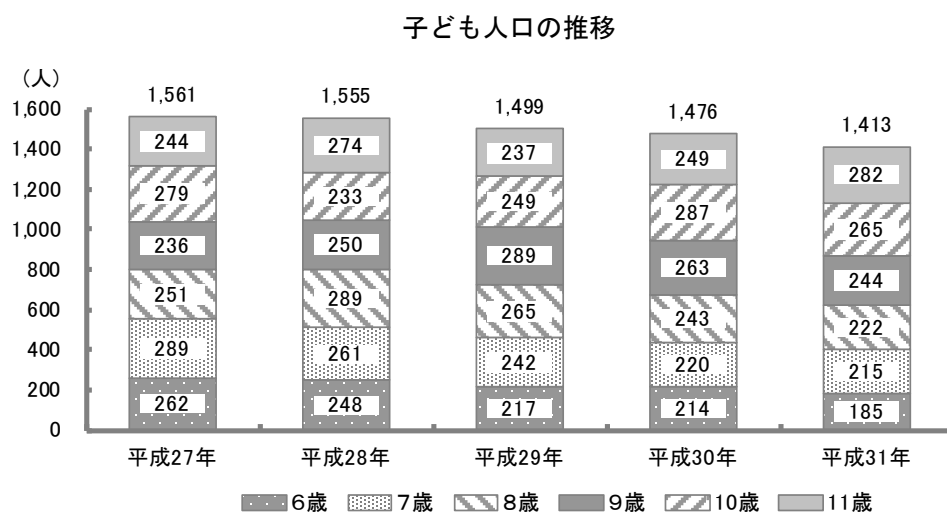
### ② 年齢別就学前児童数の推移

本市の0歳から5歳の子ども人口は年々減少しており、平成31年3月末現在で967人となっています。



### ③ 年齢別就学児童数の推移

本市の6歳から11歳の子ども人口は年々減少しており、平成31年3月末現在で1,413人となっています。

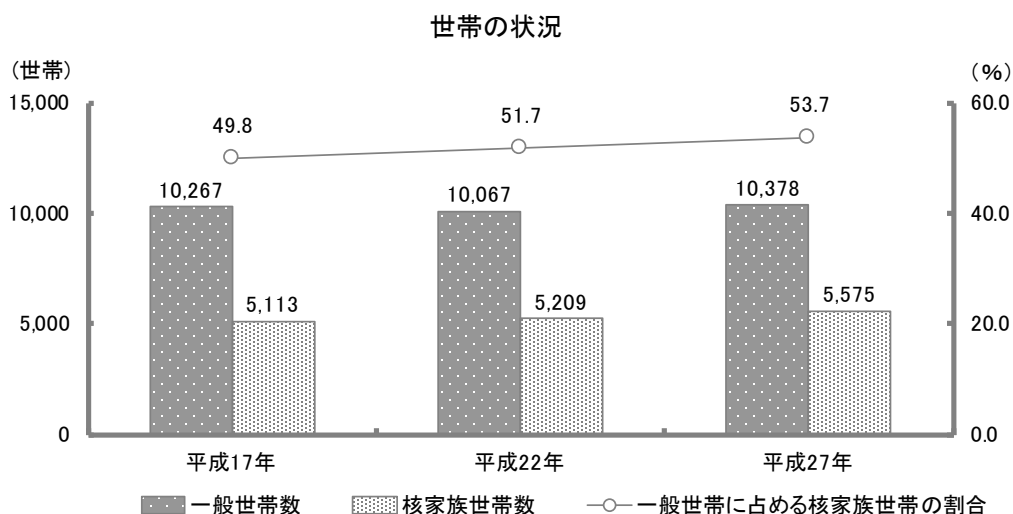


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

## （2）世帯の状況

### ① 一般世帯・核家族世帯の状況

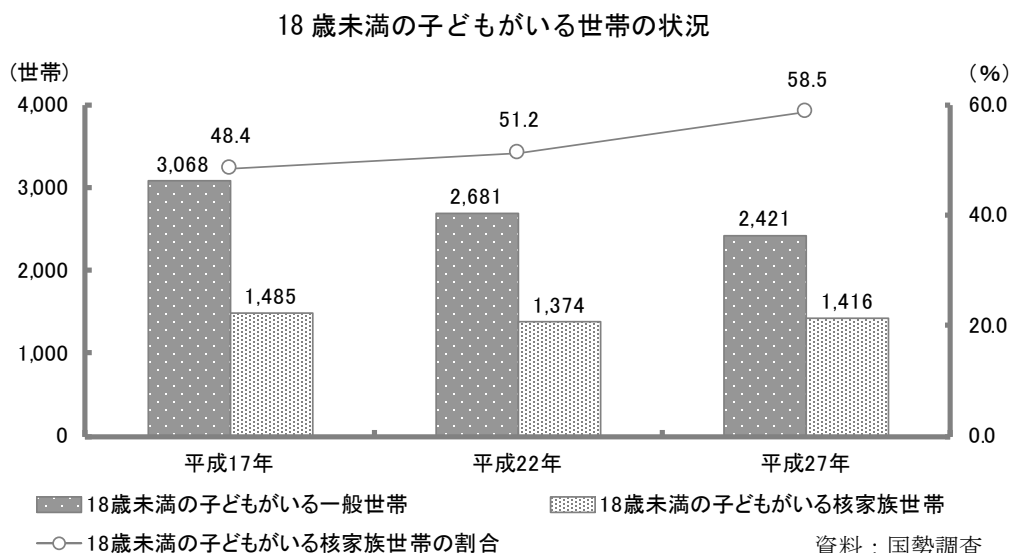
本市の核家族世帯数は増加傾向にあり、平成27年で5,575世帯となっています。また、一般世帯数、一般世帯に占める核家族世帯の割合も増加傾向となっています。



資料：国勢調査

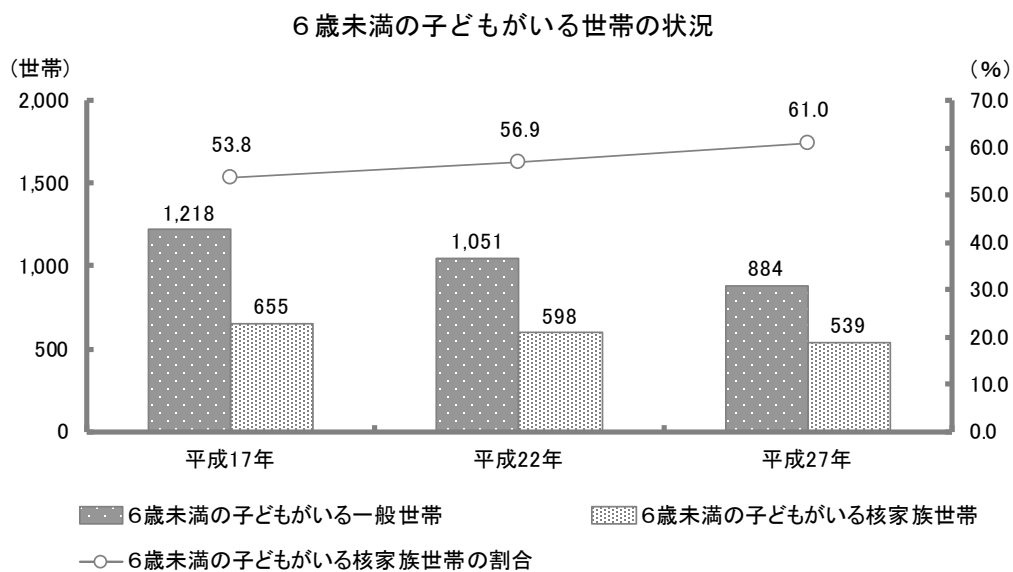
## ② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で2,421世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯数も減少傾向にありますが、核家族数の減少率が少ないため、核家族世帯の割合は増加しています。



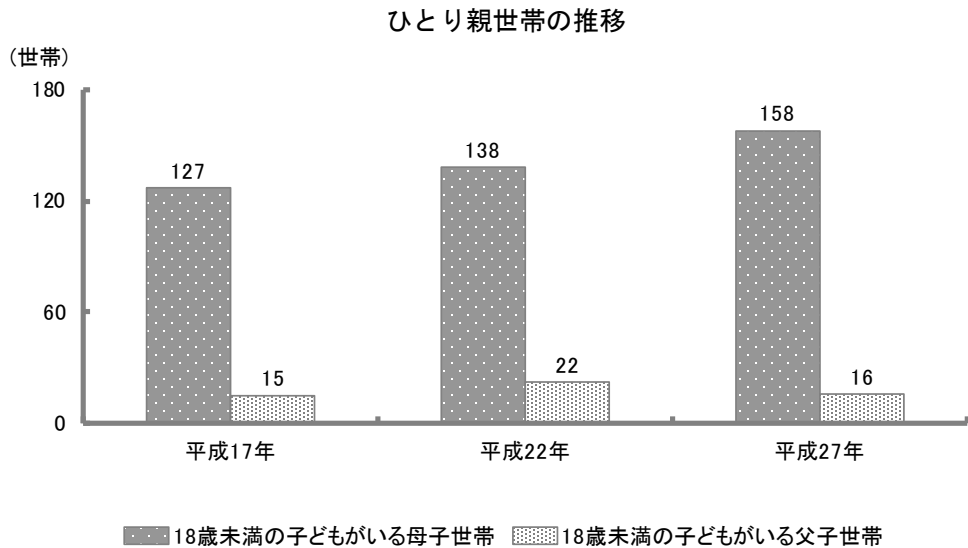
## ③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で884世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯数も減少していますが、核家族世帯の割合は増加しています。



#### ④ ひとり親世帯の推移

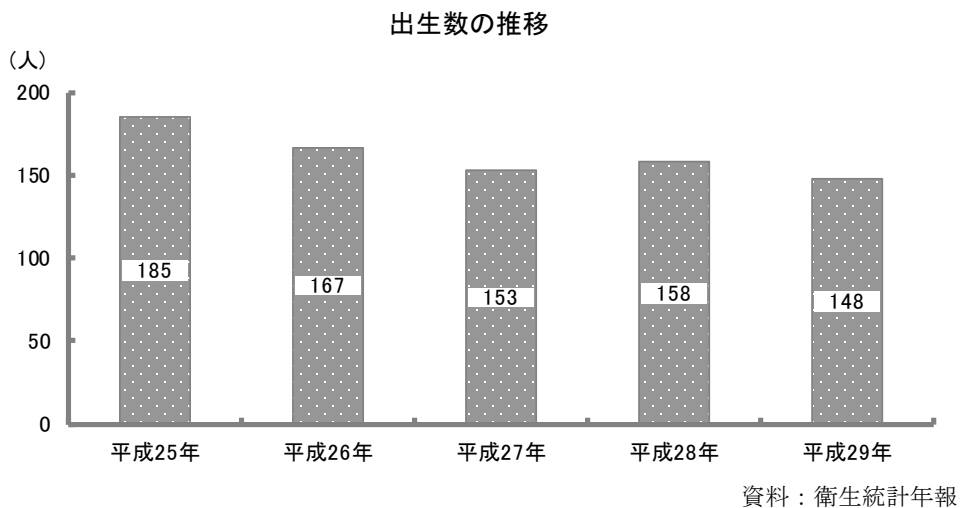
本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は年々増加しており、平成27年で158世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は、ほぼ横ばいで推移しています。



### (3) 出生の状況 . . . . .

#### ① 出生数の推移

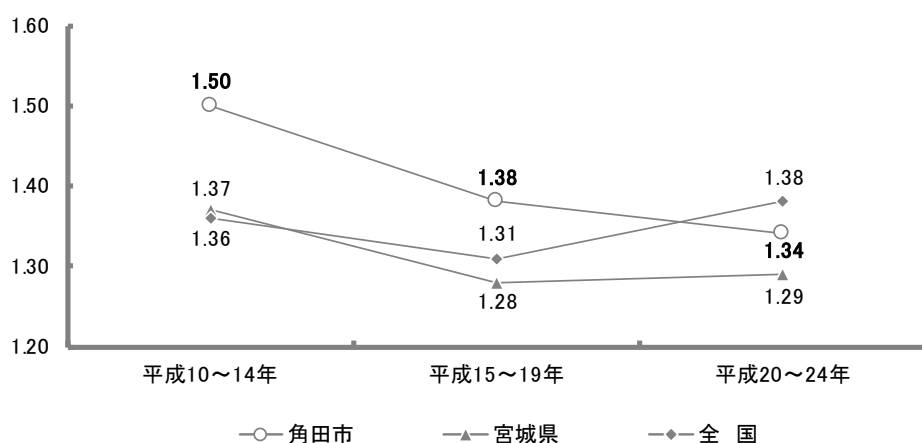
本市の出生数は減少傾向にあり、平成29年で148人と過去5年間で約2割減少しています。



## ② 合計特殊出生率の推移

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子どもの数であり、平成20～24年で1.34と減少傾向にあります。宮城県より高く、全国より低くなっています。

合計特殊出生率の推移

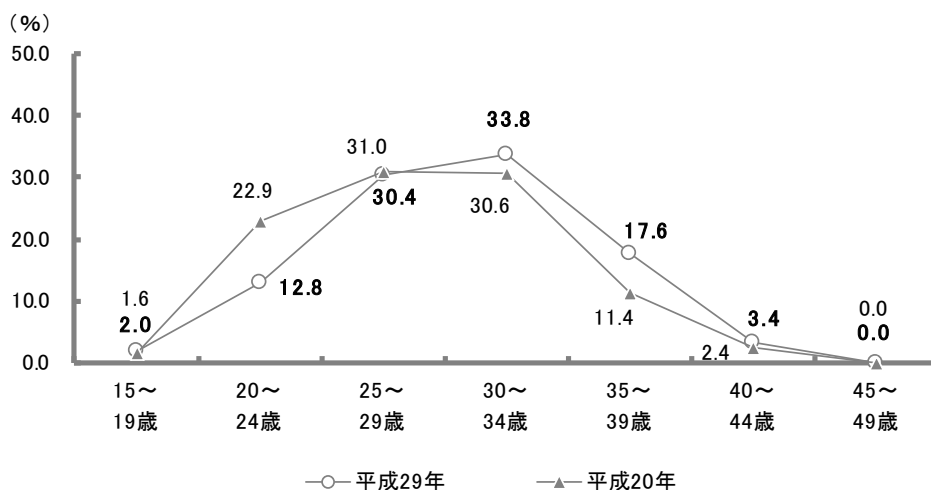


資料：厚労省 人口動態統計（バイズ推計）

## ③ 母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移

本市の母の年齢（5歳階級）別出生率の推移をみると、平成20年に比べ平成29年で、20～34歳の割合が減少しているのに対し、35～44歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。

母の年齢（5歳階級）別出生率の推移



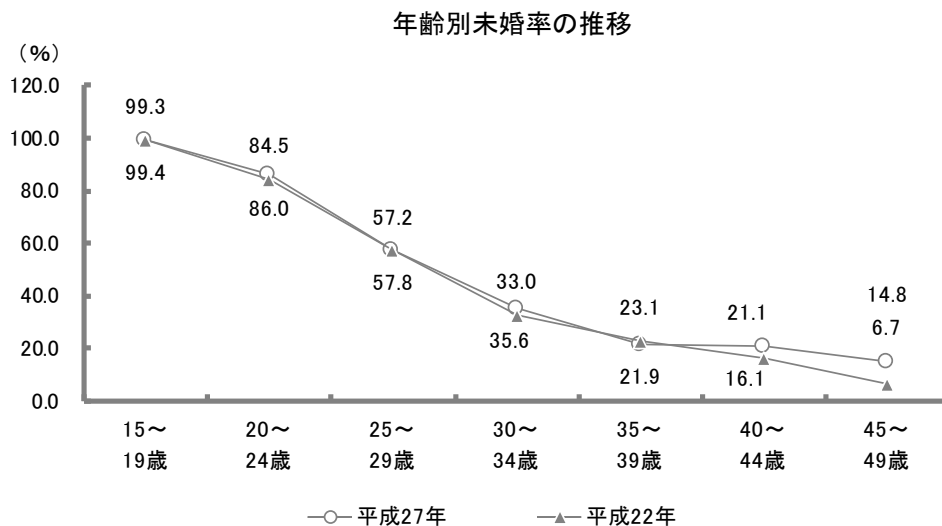
資料：衛生統計年報



## (4) 未婚・結婚の状況

### ① 年齢別未婚率の推移

本市の年齢別未婚率の推移をみると、平成22年に比べ平成27年で40歳以上の未婚率が上昇していることから、晩婚化が進行していることがうかがえます。

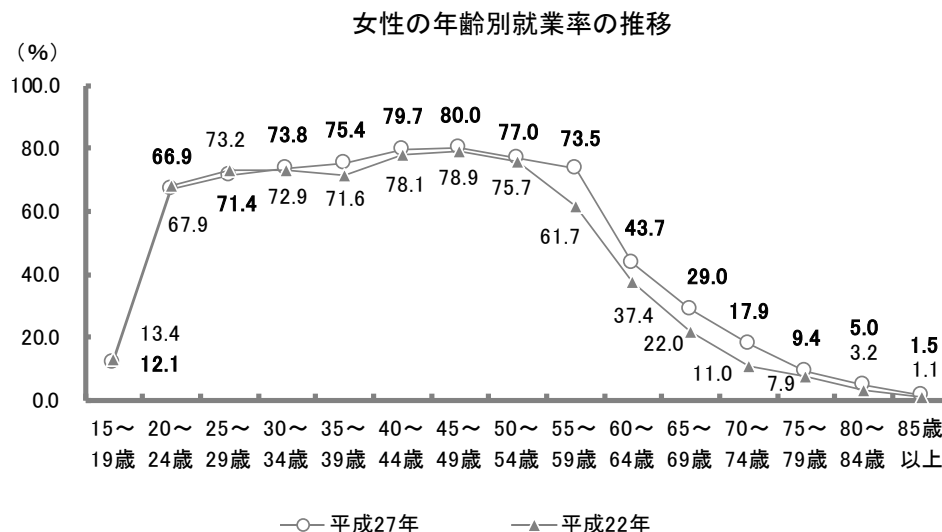


資料：国勢調査

## (5) 就業の状況

### ① 女性の年齢別就業率の推移

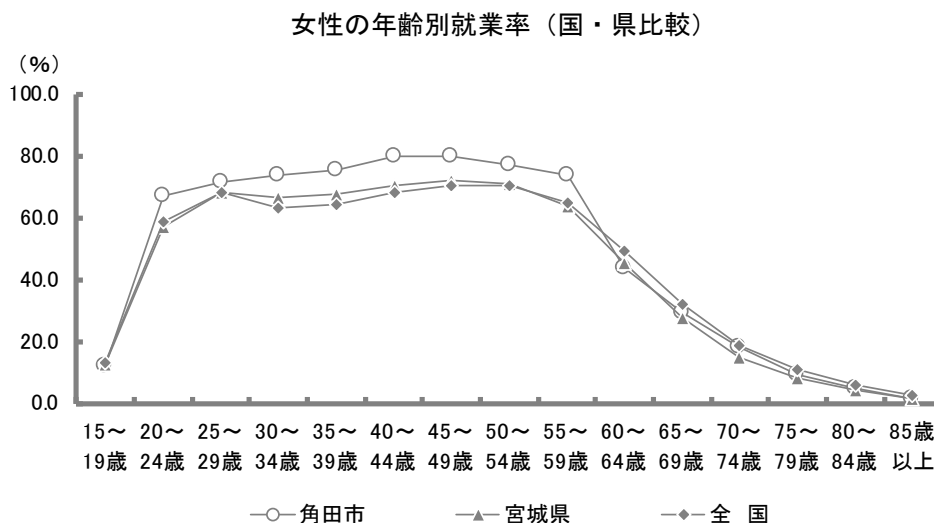
本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい35～39歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査

## ② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

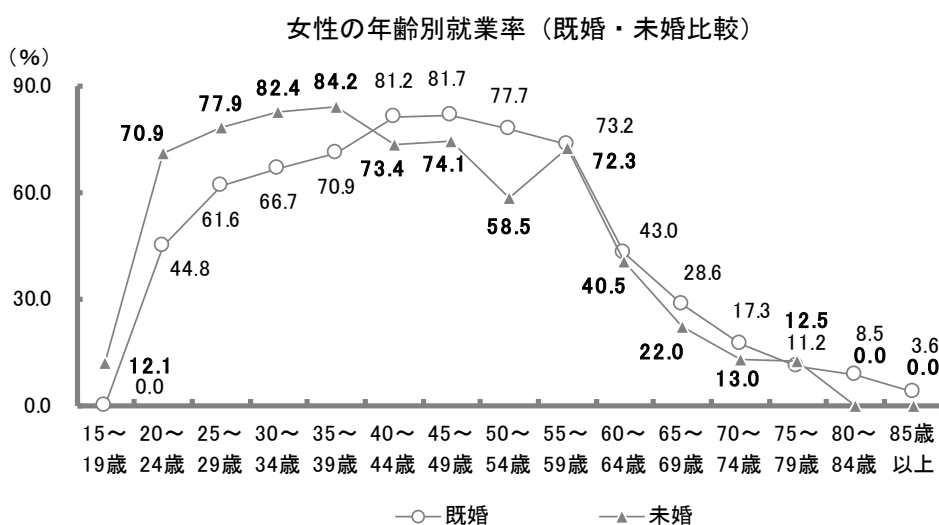
本市の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、20～59歳まで、全国、宮城県よりも高い結果となっています。



資料：国勢調査（平成27年）

## ③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

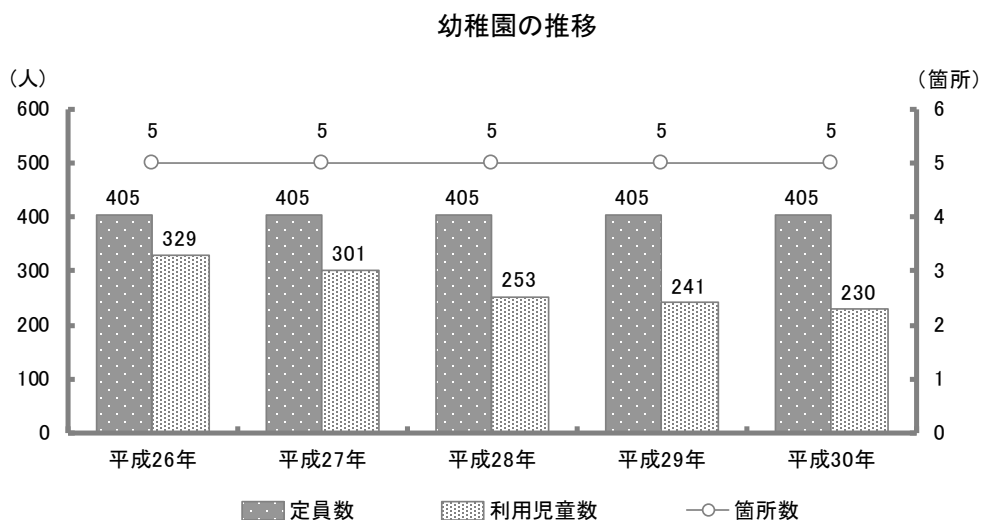
本市の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。



資料：国勢調査（平成27年）

## (6) 幼稚園の状況

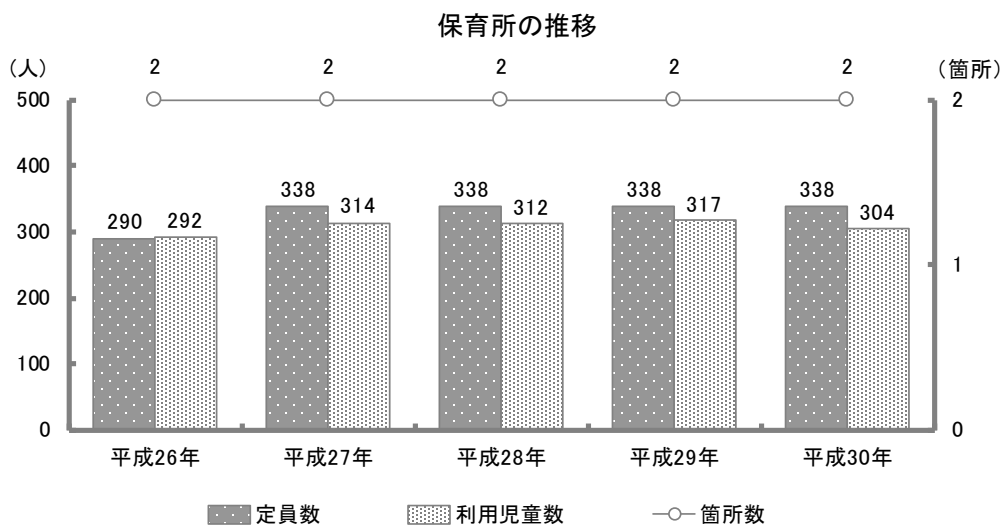
本市の幼稚園の状況をみると、利用児童数は年々減少しており、平成30年度当初では230人となっています。



資料：市の統計

## (7) 保育所の状況

本市の保育所の状況をみると、利用児童数はほぼ横ばいで推移しており、平成30年度当初では304人となっています。



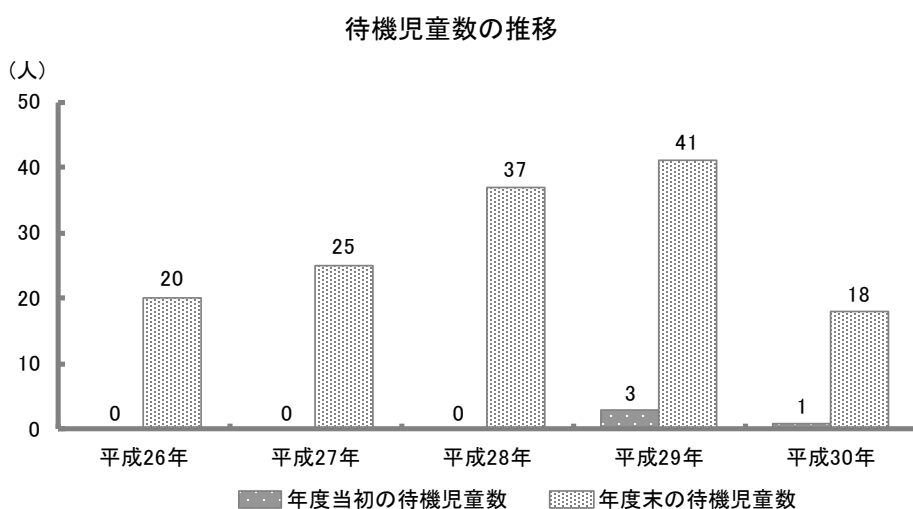
資料：市の統計

## (8) 認定こども園の状況

本市の認定こども園は、平成30年4月1日になかよしこどもえんが開園し、利用定員は92人となっています。

## (9) 待機児童数の状況

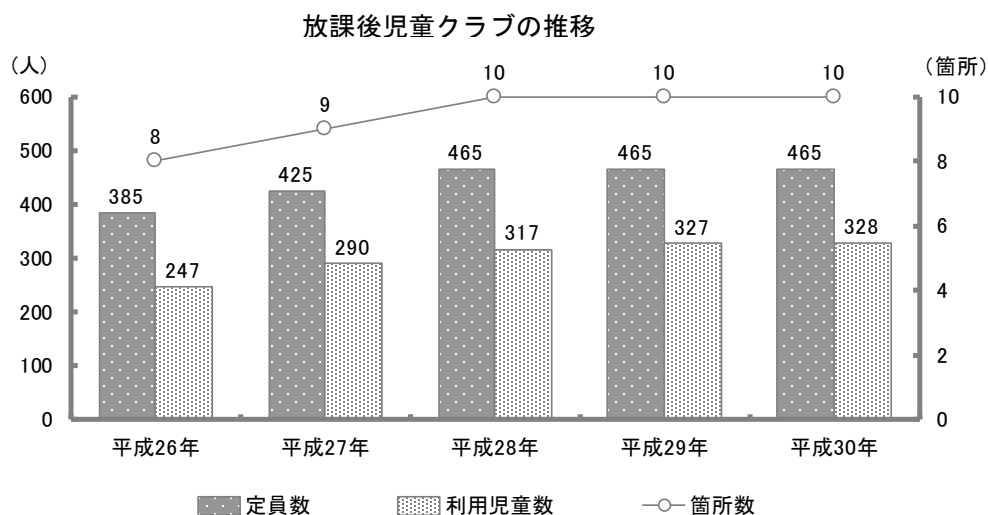
本市の待機児童数の推移をみると、平成29年までは増加傾向にありましたが、平成30年では年度当初の待機児童数は1人、年度末の待機児童数は18人と改善されています。



資料：市の統計

## (10) 放課後児童クラブの状況

本市の放課後児童クラブにおける定員数・箇所数は横ばいですが、利用児童数は、平成30年度当初で328人と増加傾向となっています。



資料：市の統計

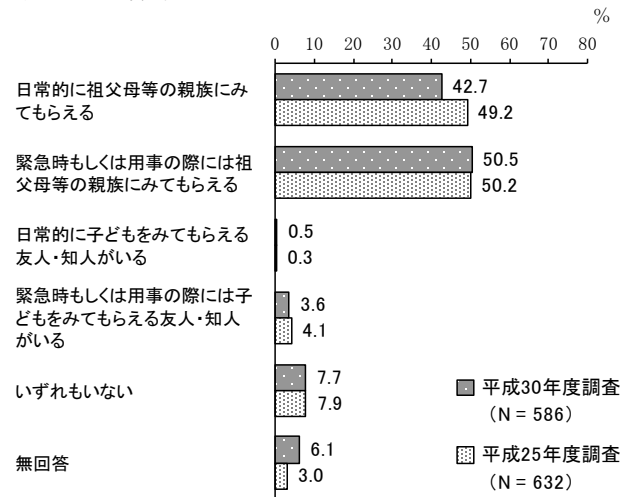
## 2 アンケート調査結果からみえる現状

### (1) 子どもと家族の状況について . . . . .

#### ① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が50.5%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が42.7%となっています。

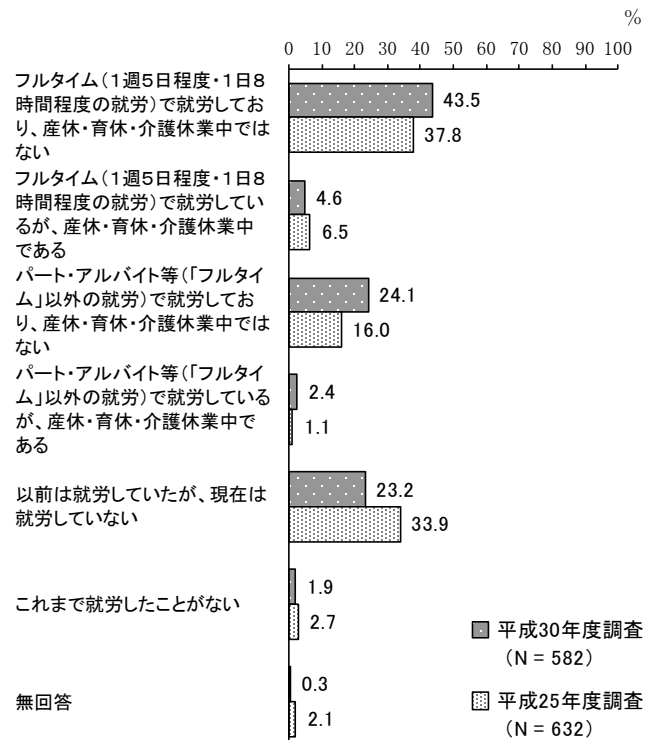
平成25年度調査と比較すると、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が減少しています。



## ② 母親の就労状況

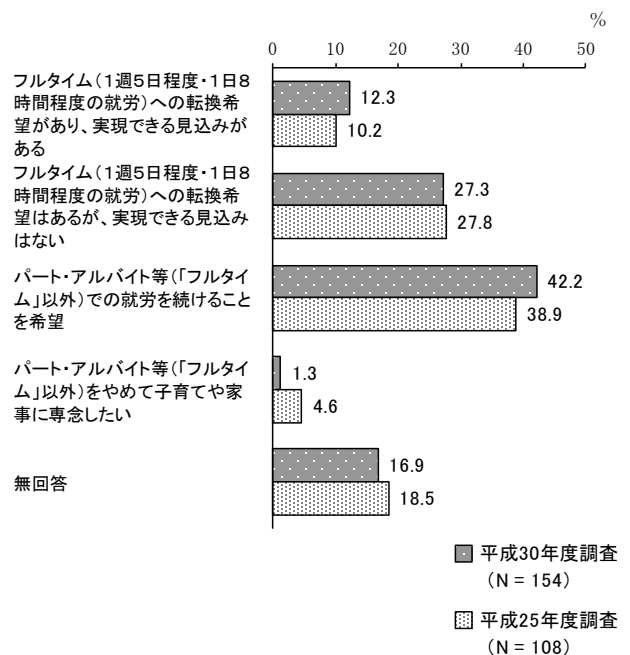
「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が43.5%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が24.1%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が23.2%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。



## ③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

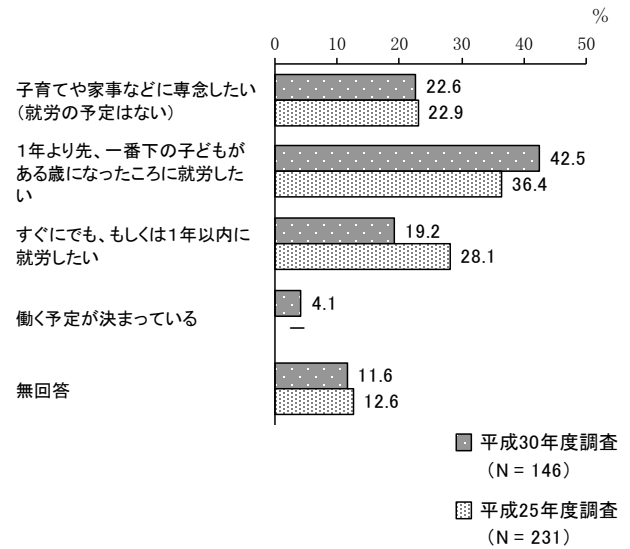
「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）での就労を続けることを希望」の割合が42.2%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が27.3%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある」の割合が12.3%となっています。



#### ④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「1年より先、一番下の子どもがある歳になったところに就労したい」の割合が42.5%と最も高く、次いで「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が22.6%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が19.2%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「1年より先、一番下の子どもがある歳になったところに就労したい」の割合が増加しています。一方、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が減少しています。

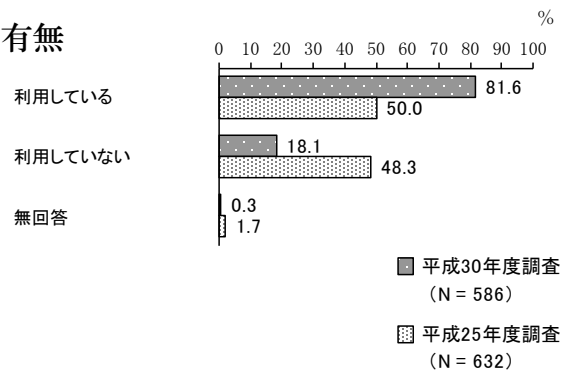


## (2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

#### ① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が81.6%、「利用していない」の割合が18.1%となっています。

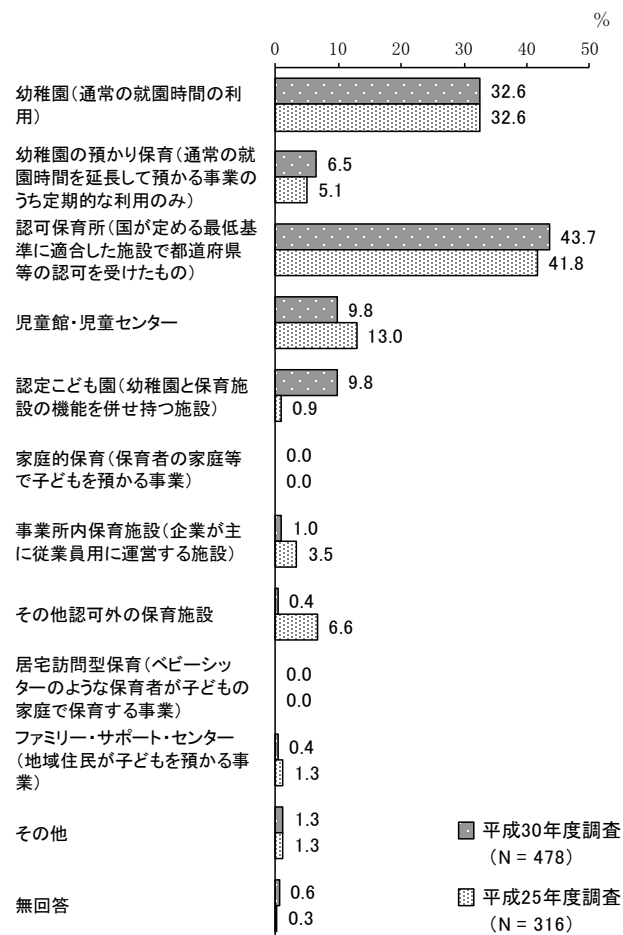
平成25年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増加しています。一方、「利用していない」の割合が減少しています。



## ② 平日の定期的にご利用している教育・保育事業

「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）」の割合が43.7%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の利用）」の割合が32.6%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」の割合が増加しています。一方、「その他認可外の保育施設」の割合が減少しています。

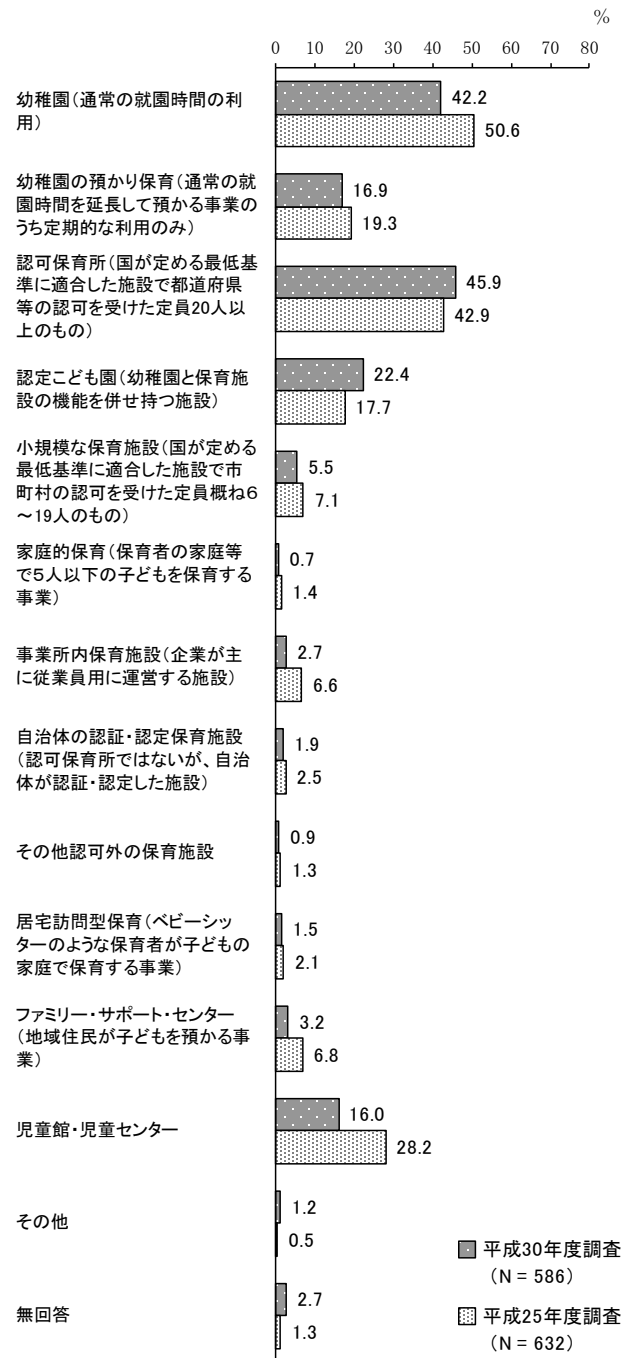




### ③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの）」の割合が45.9%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が42.2%、「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」の割合が22.4%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」「児童館・児童センター」の割合が減少しています。

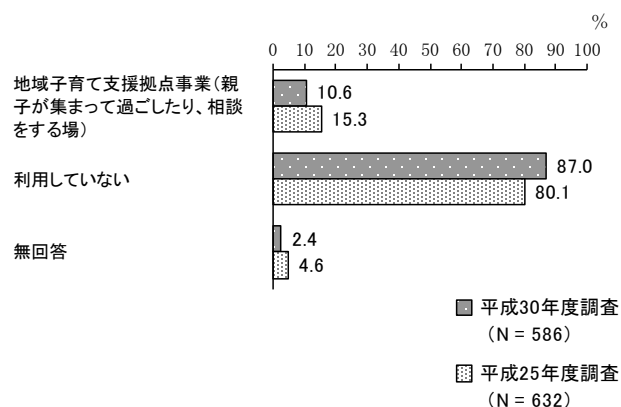


### (3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

#### ① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をする場）」の割合が 10.6%、「利用していない」の割合が 87.0%となっています。

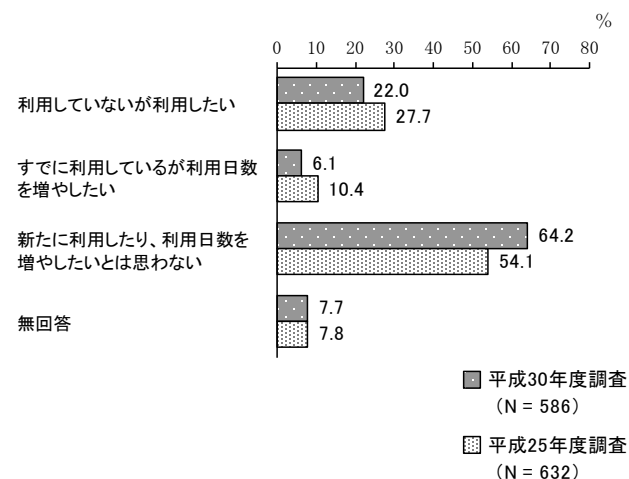
平成 25 年度調査と比較すると、「利用していない」の割合が増加しています。



#### ② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が 64.2%と最も高く、次いで「利用していないが利用したい」の割合が 22.0%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が増加しています。一方、「利用していないが利用したい」の割合が減少しています。

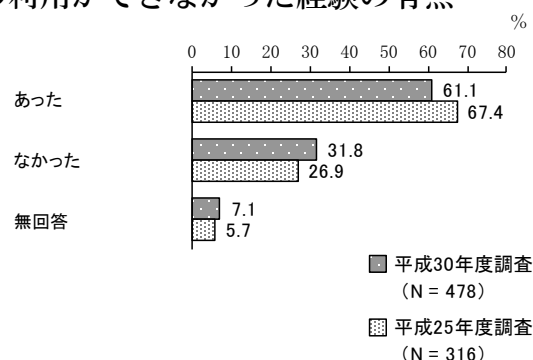


#### (4) 病気等の際の対応について . . . . .

##### ① 子どもが病気やケガで保育所・幼稚園等の利用ができなかった経験の有無

「あった」の割合が61.1%、「なかった」の割合が31.8%となっています。

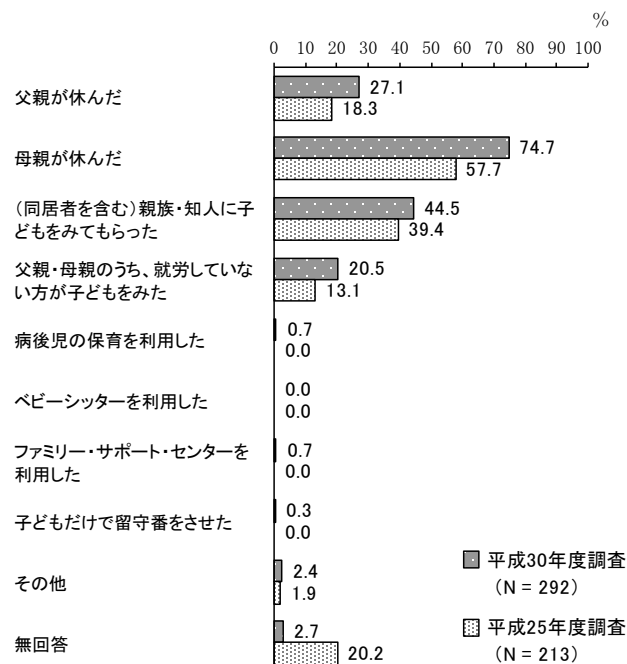
平成25年度調査と比較すると、「あった」の割合が減少しています。



##### ② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

「母親が休んだ」の割合が74.7%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が44.5%、「父親が休んだ」の割合が27.1%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「父親が休んだ」「母親が休んだ」「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」「父親・母親のうち、就労していない方が子どもをみた」の割合が増加しています。

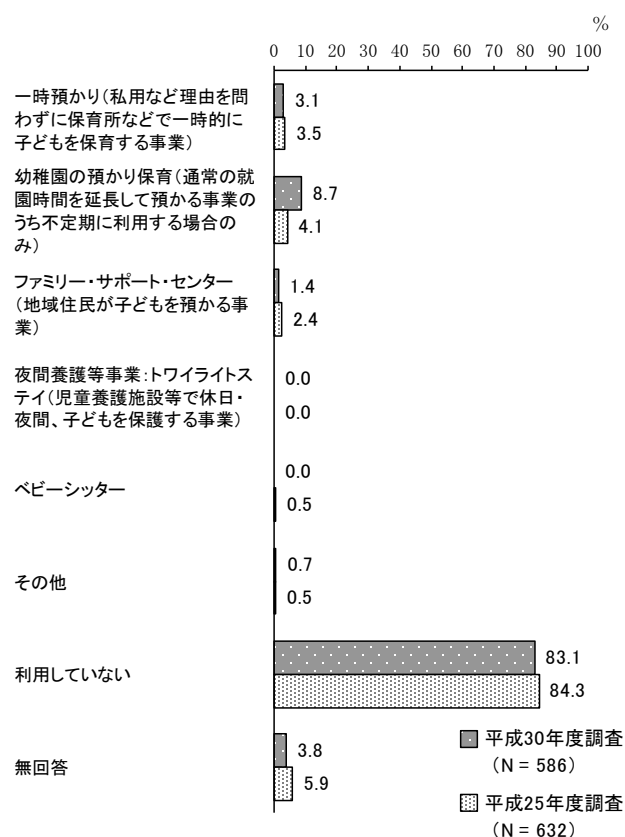


## (5) 一時預かり等の利用状況について

### ① 不定期の教育・保育の利用状況

「利用していない」の割合が83.1%と最も高くなっています。

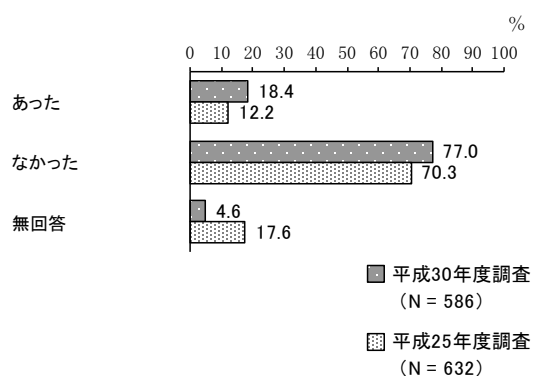
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



### ② 宿泊を伴う子どもの預かり等が必要だった経験の有無

「あった」の割合が18.4%、「なかった」の割合が77.0%となっています。

平成25年度調査と比較すると、同様の傾向にあります。



## (6) 小学校就学後の過ごし方について . . . . .

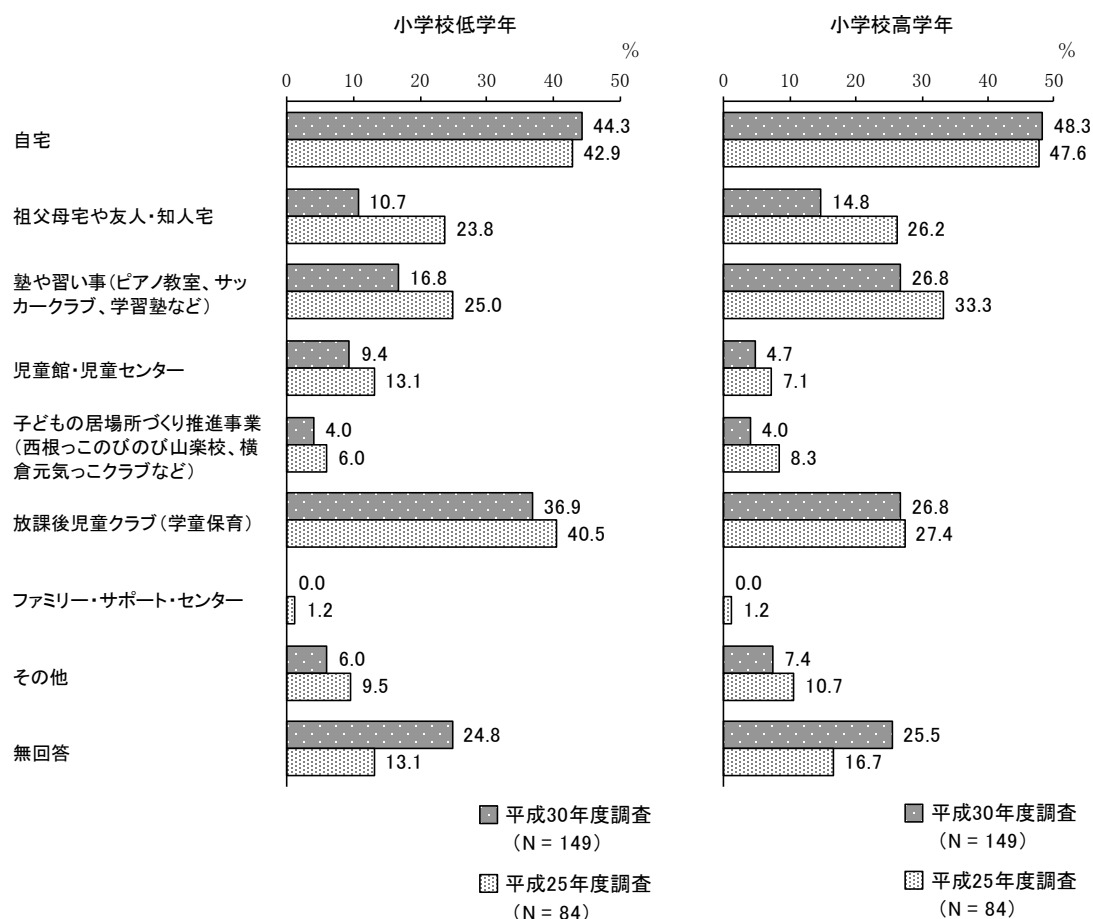
### ① 就学前児童保護者の小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所

小学校低学年では、「自宅」の割合が44.3%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ(学童保育)」の割合が36.9%、「塾や習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」の割合が16.8%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「祖父母宅や友人・知人宅」「塾や習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」の割合が減少しています。

小学校高学年では、「自宅」の割合が48.3%と最も高く、次いで「塾や習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」の割合が26.8%、「放課後児童クラブ(学童保育)」の割合が26.8%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「祖父母宅や友人・知人宅」「塾や習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」の割合が減少しています。



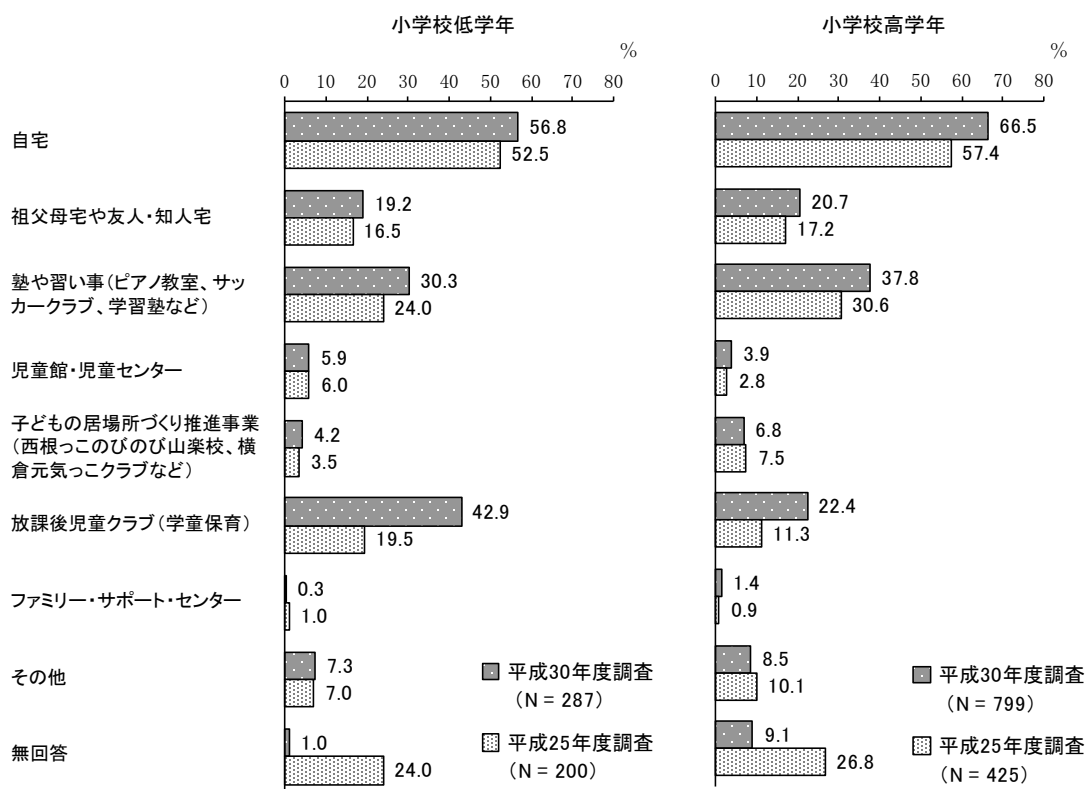
## ② 就学児童保護者の小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所

小学校低学年では、「自宅」の割合が56.8%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が42.9%、「塾や習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が30.3%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「塾や習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が増加しています。

小学校高学年では、「自宅」の割合が66.5%と最も高く、次いで「塾や習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が37.8%、「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が22.4%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「自宅」「塾や習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が増加しています。

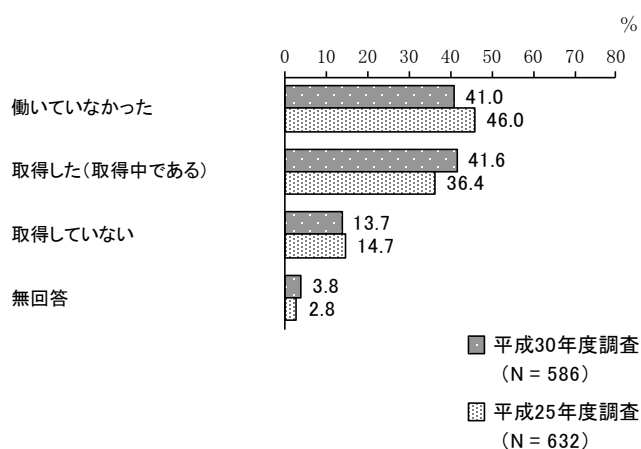


## (7) 育児休業制度の利用状況について . . . . .

### ① 母親の育児休業の取得状況

母親では、「取得した(取得中である)」の割合が41.6%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が41.0%、「取得していない」の割合が13.7%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「取得した(取得中である)」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」の割合が減少しています。

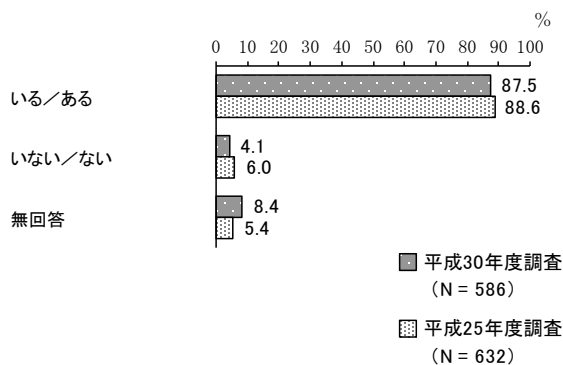


## (8) 相談の状況について . . . . .

### ① 就学前児童保護者の気軽に相談できる人の有無

「いる/ある」の割合が87.5%、「いない/ない」の割合が4.1%となっています。

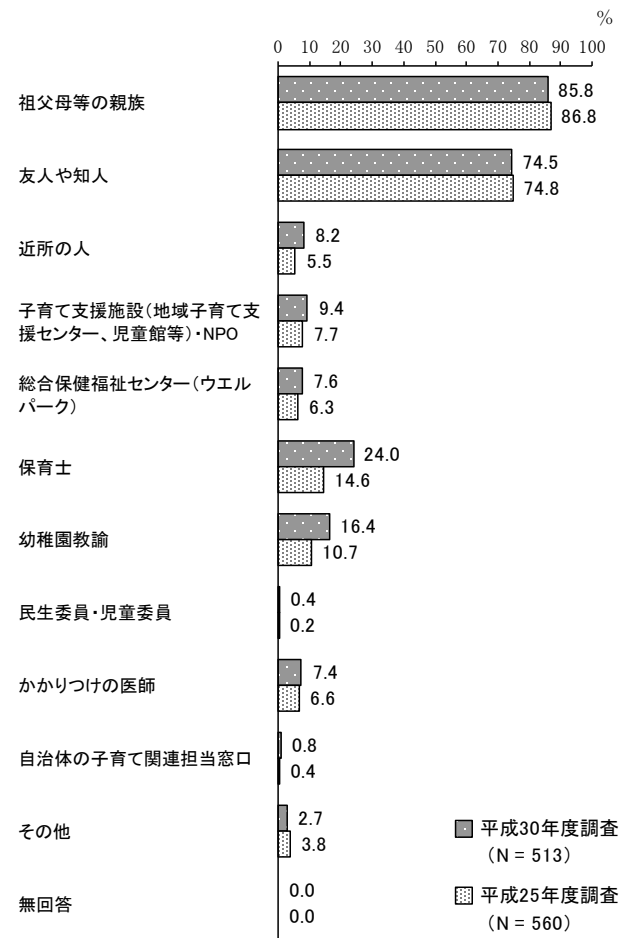
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



## ② 就学前児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「祖父母等の親族」の割合が85.8%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が74.5%、「保育士」の割合が24.0%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「保育士」「幼稚園教諭」の割合が増加しています。



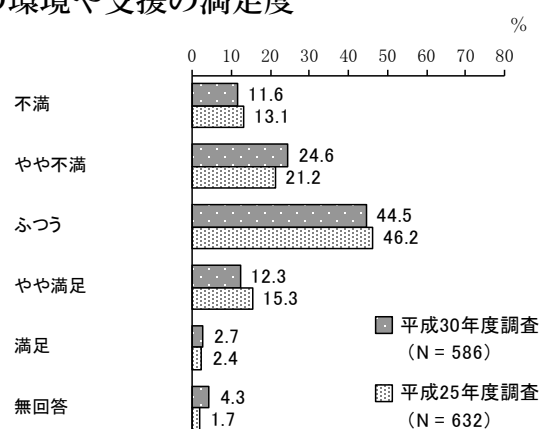


## (9) 子育て全般について . . . . .

### ① 就学前児童保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「ふつう」の割合が 44.5%と最も高く、次いで「やや不満」の割合が 24.6%、「やや満足」の割合が 12.3%となっています。

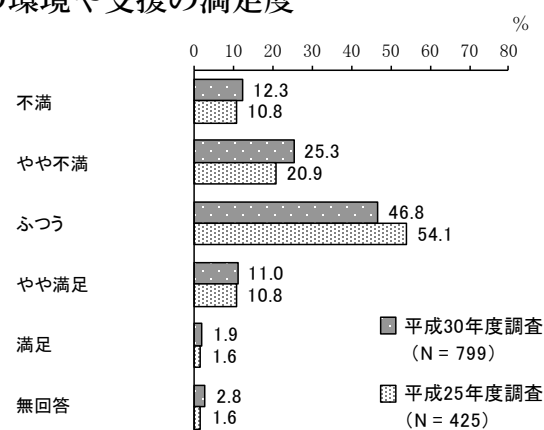
平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



### ② 就学児童の保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「ふつう」の割合が 46.8%と最も高く、次いで「やや不満」の割合が 25.3%、「不満」の割合が 12.3%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「ふつう」の割合が減少しています。



### 3 第2期計画策定に向けた課題

角田市子ども・子育て支援事業計画の基本目標ごとに角田市の子どもや子育てを取り巻く課題を整理しました。

#### (1) 明るく子育てしやすい家庭づくりについて・・・・・・・・

アンケート調査では、身近に協力者がいない保護者の割合は7.7%となっています。また、子育てに関して気軽に相談できる先として、配偶者、祖父母等親族、友人や知人が上位ではありますが、5年前に比べ、保育士の割合が高くなっており、相談先のひとつとして保育士の役割が期待されています。

家庭環境等の変化により多様化する相談に応えられるよう、情報提供及び相談業務の充実を図るとともに、関係機関との更なる連携を深め、安心して子育てができるよう地域ぐるみで子どもを見守る体制の整備を図っていく必要があります。

また、すべての子どもは、障害の有無に関わらず、その健やかな成長のために適切な教育・保育の機会が与えられる必要があります。また、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と合理的配慮のもと、支援の質の確保及びその向上を図り、障害のある子ども本人やその家族のために児童発達支援を提供していくことが重要です。

アンケート調査では、子育てをする上で、不安に感じている、困っていることとして、「病気や発育・発達に関すること」の割合が約3割と、子どもの発達等に関して保護者は、様々な不安を感じています。

子どもの発達面で不安を抱えている子育て家庭の相談支援体制や、発達に遅れのある人への支援の強化とともに、保育所、放課後児童クラブ等における保育の質の向上が求められています。

さらに、国においては、ひとり親における家庭の経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼす「子どもの貧困」が問題となっています。平成28年度の国民生活基礎調査によれば、子育て中の一般世帯の平均年収に比べ、母子世帯は約1/3となっており、特に母子家庭における経済的困窮が顕著となっています。

アンケート調査では、子育てに関して、子育て（教育を含む）に関する相談相手については、「いずれもない」の割合が4.1%と少数ですが相談相手がない保護者が見受けられます。

支援が必要な家庭に、適切なサービスや支援を結び付けるとともに、地域の支援者と連携しながら、生活に困難を抱える家庭への支援を行うことが必要です。特に、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、日常生活を支援し、相談体制を充実することが求められます。

## (2) 安心して働ける子育て環境づくりについて . . . .

国では、持続可能で安心できる社会を作るために、「就労」と「結婚・出産・子育て」、あるいは「就労」と「介護」の「二者択一構造」の解消をすすめ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現することを目指しています。平成29年10月には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」）が改正され、職場における仕事と家庭の両立のための制度とその制度を利用しやすい環境づくりに取り組んでいます。しかし、男性の子育てや家事に費やす時間が先進国中最低の水準である我が国において、その解消に向けては、企業や社会全体の理解に向けて一層の推進が必要となっています。

アンケート調査では、子育てをする中で、どのような支援・対策が有効と感じているかについて、「保護者への就労支援」の割合が、5割半ばとなっています。また、5年前に比べると、母親の育児休業を取得した割合は増加していますが、一方で父親の取得状況は大きな変化はなく、いまだ低い水準となっています。

働きながら安心して子どもを産み育てることができるように、企業を含めた仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の考え方をさらに浸透させていくことが重要です。

国においては、「子育て安心プラン」において、令和2年度末までに待機児童の解消を目指しています。本市においては、直近の待機児童は6名となっており、その対策が必要となっています。

アンケート調査では、保護者の就労希望をみると、母親ではパートタイム等からフルタイムの転換希望や未就労から就労を希望する保護者がみられ、潜在的な保育ニーズがみられます。また、利用したい教育・保育サービスとして、「認可保育所」の割合が45.9%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が42.2%、「認定こども園」の割合が22.4%となっており、認可保育所を希望する方が多くみられます。

子どもの人口は減少しており、今後も減少が予想されていますが、保護者の就労状況の変化等により保育のニーズは増加している状況です。今後も保護者の就労状況の変化を踏まえ、適切に教育・保育ニーズの量の確保を行うことが必要です。

### (3) すこやかな子どもと親の健康づくりについて・・・・・・・・

乳幼児期は、基本的な生活習慣を整え、人格形成の基礎が培われる大切な時期にあり、保護者や家庭のかかわり方が重要となります。睡眠、食事、運動等生活リズムを整え、子どもとの情緒的交流が望まれますが、一方で、育児不安を持つ保護者が多くいます。

アンケート調査では、子育てに関する相談相手については、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「祖父母等の親族」や「友人や知人」といった身近な周りの相談相手が多く、「地域子育て支援センター」「児童館」などの各機関は1割を満たしていない状況となっています。一方で、子育て支援サービスに関する情報の入手先については「県・市町村等の広報誌」が最も多く、公的な情報が中心となっている傾向がみられます。

さらに、就学前保護者の4.1%が子育てをする上で気軽に相談できる人や場所が「いない/ない」と回答しており、悩みを抱えた保護者が誰にも相談できずに、抱え込んでしまっていることが懸念されます。

妊娠期から子育て期の切れ目のない相談や支援体制を整え、タイムリーに福祉サービスや専門相談機関につなげ、親の育児不安・負担の軽減を図り、安心して産み育てることができる取り組みが必要です。今後は、子育て支援に関する情報発信体制を強化するとともに、妊娠から出産、乳幼児期と連続した公的支援に加え、子育て家庭間の交流や、悩みを気軽に相談できる機会と場所の提供など、切れ目のない支援の充実を図り、個々の状況に寄り添いながら支援していくことが重要と考えます。

### (4) 子育てを支える地域づくりについて・・・・・・・・

子どもたちが地域のあたたかい見守りの目のなかで、のびのびと遊び、学ぶことのできる地域づくりが求められます。社会全体で子どもを支えるという機運を高め、支援体制を構築していくことが重要です。

アンケート調査では、地域の人と話したり交流したりする機会は「あまりない」「ほとんどない」とする保護者が約4割となっており、子育て家庭と地域とのつながりが希薄化している面もうかがえます。

地域で子どもを育てる意識の醸成や子育てに関する活動への支援や場の提供など、地域での子育て環境の充実に努めていくことが必要です。

また、地域における子育て支援活動においては、シニア世代や子育てが一段落した人々などが、子育て支援の担い手として、それぞれが持つ経験や能力を活かし、子どもに関わり、子どもの育ちを応援する地域づくりをすすめていくことが必要です。

## (5) 安全に安心して学び、遊べる環境づくりについて・・・・・・・・

近年、子どもたちを狙った犯罪や、子どもが巻き込まれる事故等の発生により、地域における子どもの安全・安心への関心が高くなっています。また、地域のつながりの希薄化が指摘される昨今において、子どもの安全・安心を守るためにつながりを再構築し、顔の見える関係づくりを行う必要があります。

角田市地域福祉計画におけるアンケート調査においても、角田市で地域福祉をすすめていく上で期待することについて、「犯罪防止（不審者等）のための地域での見守りや仕組みづくり」の割合が1割半ばと犯罪防止における地域の力が期待されています。

子どもが事件や事故に巻き込まれないよう、子どもが利用する空間を、地域ぐるみで見守る意識を高めること、警察・生活安全関係機関との連携強化を図り、安全への注意喚起を継続して取り組むことで、子どもの大切な命を守ることが必要です。



## 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

平成27年3月に策定した『角田市子ども・子育て支援事業計画』では、計画の基本理念として、平成19年1月に制定した“かくだ市民子育て憲章”の趣旨に基づき「家庭で、仲間で、地域で、みんなが子育てを楽しむ心ゆたかな角田っ子の育成」と決めました。

子どもがのびのびと成長していくためには、乳幼児の育児に際する不安や悩みや子



どもとの多様なかわりに関する親自身の悩みを解消していくことが重要であり、子どもの健やかな成長を第一に、ゆとりをもった子育てを角田市全体で進めることが求められています。

そのためには、子育て家族や仲間同士、さらには地域みんなで子育てを共有していき、楽しみとしていくために、「子育てしやすい仲間づくりと環境づくり」を進めていく必要があります。

本計画においても、このような考えを引き継ぐとともに、計画の基本的な視点をさらに明確に反映し、こ

れからの角田市を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望の持てるまちをめざします。

### 基本理念

**家庭で、仲間で、地域で、みんなが子育てを楽しむ**

**心ゆたかな角田っ子の育成**



## かくだ市民子育て憲章

子どもたちは、私たちの生命を受け継いでいく「かけがえのない社会の宝」であり、子どもたちが、心身ともに健やかに成長することは、市民すべての願いです。

私たち角田市民は、未来を担う子どもたちの健全な成長を願い、子どもたちの育つ環境を整え、子育てにやさしいまちづくりを推進するため、ここに「かくだ市民子育て憲章」を定めます。

- ・元気な赤ちゃんの誕生を願い、安心して生み育てられる環境をつくりまします。
- ・地域の子どもも我が子と同じ、明るく元気で健やかな子どもに育てまします。
- ・一人ひとりの個性を認め合い、命を大切にし、感謝の心と思いやりのある子どもに育てまします。
- ・自ら判断する力を養い、社会の一員として責任ある行動ができる子どもに育てまします。
- ・人と自然を大切にし、ふるさとを愛する子どもに育てまします。



## 2 基本的な視点

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていきます。そのためにも、子どもの視点に立ち、幼児期的人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな成長と発達が保障され、「児童の権利に関する条約」に定められている「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす取り組みを進めます。

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情をふまえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、行政だけではなく地域全体で子育てを支援できるような仕組みづくりに取り組みます。

教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実させることが必要であり、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。そのためにも、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びへの支援を行うことが重要です。

### 3 基本目標

計画の基本理念を実現するための基本目標として、“かくだ市民子育て憲章”の趣旨を反映して以下の5項目を定めます。

#### (1) 明るく子育てしやすい家庭づくり . . . . .

安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、孤立することがないように、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が受けられることで、妊産婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され、家族が健やかに生活できるよう取り組みを進めます。

#### (2) 安心して働ける子育て環境づくり . . . . .

核家族化や共働き家庭の増加などの社会状況の変化によって、保育ニーズが多様化しています。

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、多様な保育サービスや放課後子ども総合プランを踏まえた放課後児童対策の充実を図っていくとともに、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

#### (3) すこやかな子どもと親の健康づくり . . . . .

次代を担う子どもたちが、社会の一員として自立するためには、心身ともに健やかに成長し、自ら学び考え行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に付けていくことが必要です。子どもの権利が守られ、全ての子ども・若者が健やかな成長と学び、自立に向けた支援に取り組んでいきます。

また、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からの子どもの発育・発達への支援に取り組むとともに、子どもの自主性や社会性の育成や家庭の子育て・教育力の強化など、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援していきます。

#### (4) 子育てを支える地域づくり・・・・・・・・

子育ての状況は、核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の変化に伴い、多様化しており、各々の子どもや家庭のニーズに対応したサービスの質・量を充実させる必要があります。身近な地域の大人たちが子どもを見守る取り組みとともに、地域において子どもたちが健やかに成長していける質の高いサービスが提供され、すべての家庭がそれぞれの子育てに合ったサービスを利用できるよう、利用者に寄り添った子育て支援に取り組みます。

また、心豊かに育ち合ううえで、子どもと親の健康づくりは重要な課題であり、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

#### (5) 安全に安心して学び、遊べる環境づくり・・・・・・・・

子どもや保護者が安心して外出できるまちづくり、子どもの遊びの場の提供など、引き続き安心して子どもを生み育てられる環境づくりに努めます。相談・情報提供の充実を図るとともに、経済的支援の充実や地域ぐるみの防犯体制の整備に努めます。子どもが安心して外出し、のびのびと遊ぶことができるよう、安全・安心な環境の整備に努めていきます。

また、安全な道路交通環境や防犯・防災といった観点からも、安心して子育てできる環境づくりに取り組みます。

## 4 施策の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 施策の方向性 ]

家庭で、仲間で、地域で、みんなが子育てを楽しむ心ゆたかな角田っ子の育成

I 明るく子育てしやすい家庭づくり

(1) 子育てサービス・サポート体制の充実

(2) すべての子どもがいきいき暮らせる環境づくり

II 安心して働ける子育て環境づくり

(1) 働きながらの子育て支援

(2) 就労環境の改善・整備の促進

III すこやかな子どもと親の健康づくり

(1) 安心な母子保健医療サービスの充実

(2) 子どもの健康づくりと心身の成長

IV 子育てを支える地域づくり

(1) 子育て支援地域ネットワークの充実

(2) 子どもの健全育成の推進

V 安全に安心して学び、遊べる環境づくり

(1) 子どもがいきいきする教育の推進

(2) 安全・安心なまちづくりの推進



## 第4章

# 子ども・子育て支援の 事業展開

# 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

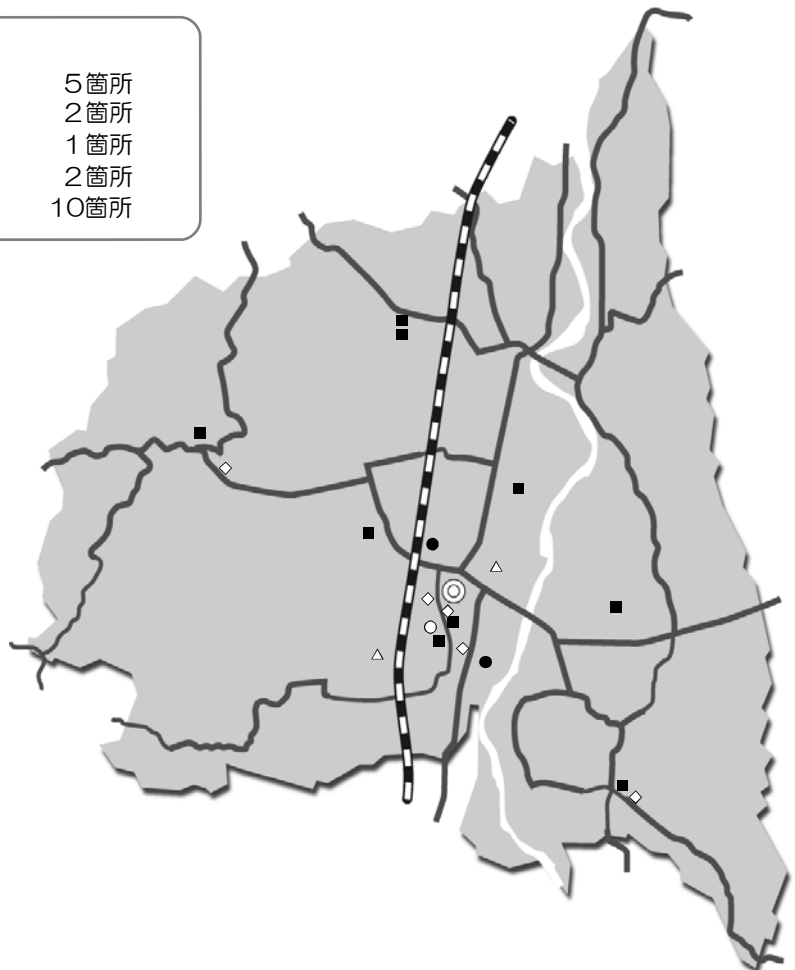
「角田市子ども・子育て支援事業計画」では、この教育・保育の提供区域について、保育所等の整備にあたり、宅地開発等による人口変動による教育・保育ニーズの状況



に応じ、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うため市全域を1つの区域と決めました。本計画においても、この考えを踏襲し、市全域を1つの区域とします。

子ども・子育て支援事業関連施設の位置図

◎市役所	5箇所
◇幼稚園	2箇所
●認可保育所	1箇所
○認定こども園	2箇所
△小規模保育事業	10箇所
■放課後児童クラブ	



## 2 人口の見込み

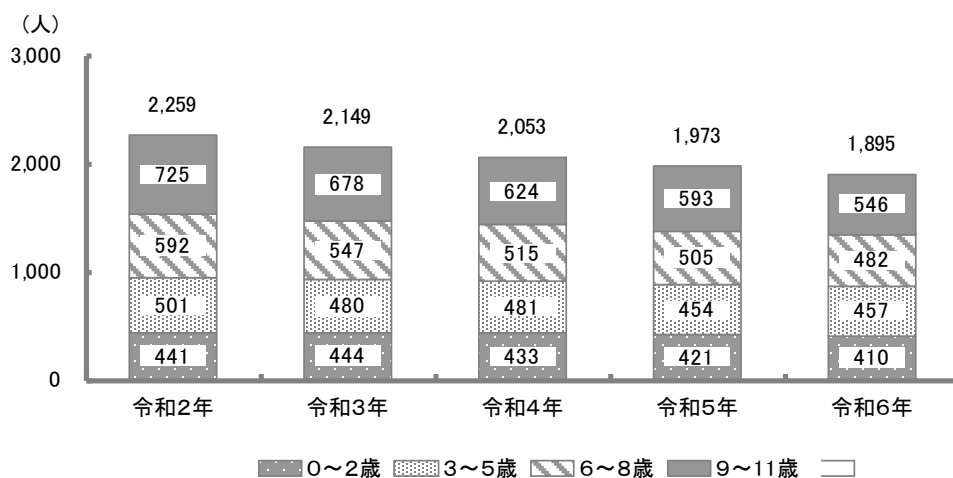
子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成26年から平成30年の毎年3月末の住民基本台帳の人口を基にコホート変化率法により推計しました。

0歳から11歳までの子どもの将来推計は減少していくことが見込まれます。

単位：人

年齢	令和2年	令和3年度	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	145	142	137	133	131
1歳	150	147	144	139	135
2歳	146	155	152	149	144
3歳	178	146	155	152	149
4歳	155	180	147	156	153
5歳	168	154	179	146	155
6歳	190	169	155	181	147
7歳	187	189	168	154	180
8歳	215	189	192	170	155
9歳	223	215	188	192	169
10歳	242	223	215	188	192
11歳	260	240	221	213	185
計	2,259	2,149	2,053	1,973	1,895

※コホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。



### 3 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保策を定めました。

#### 【 現状・課題 】

ニーズ調査結果から就学前児童の利用希望をみると、「認可保育所」は45.9%、「幼稚園」は42.2%の利用希望があります。平成25年度では幼稚園の利用希望が最も多かったものの、令和元年度当初では認可保育所の利用希望が最も多くなっています。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合 (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 (保育の必要性あり)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 (保育の必要性あり)	保育所 認定こども園 地域型保育事業



【 令和 2 年度 】

単位：人

		令和 2 年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		501			296	145
量の見込み（A）		143	95	241	142	43
<b>確保量</b>						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	225	95	263	127	37
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園					
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等				15	6
企業主導型保育事業						
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設					
確保量合計（B）		225	95	263	142	43
過不足（C）＝（B）－（A）		82	0	22	0	0
<b>当該年度までに新たに確保する量</b>						
特定保育施設（D）		0	0	0	0	0
確保後の過不足（C）＋（D）		82	0	22	0	0

【 令和3年度 】

単位：人

		令和3年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		480			302	142
量の見込み（A）		137	91	231	143	42
<b>確保量</b>						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	139	91	263	128	37
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園					
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等				15	6
企業主導型保育事業						
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設					
確保量合計（B）		139	91	263	143	43
過不足（C）＝（B）－（A）		2	0	32	0	1
<b>当該年度までに新たに確保する量</b>						
特定保育施設（D）		0	0	0	0	0
確保後の過不足（C）＋（D）		2	0	32	0	1

【 令和4年度 】

単位：人

		令和4年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		481			296	137
量の見込み（A）		138	91	231	142	41
<b>確保量</b>						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	139	91	263	127	37
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園					
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等				15	6
企業主導型保育事業						
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設					
確保量合計（B）		139	91	263	142	43
過不足（C）＝（B）－（A）		1	0	32	0	2
<b>当該年度までに新たに確保する量</b>						
特定保育施設（D）		0	0	0	0	0
確保後の過不足（C）＋（D）		1	0	32	0	2

【 令和5年度 】

単位：人

		令和5年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		454			288	133
量の見込み（A）		130	86	218	139	40
<b>確保量</b>						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	144	86	263	124	37
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園					
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等				15	6
企業主導型保育事業						
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設					
確保量合計（B）		144	86	263	139	43
過不足（C）＝（B）－（A）		14	0	45	0	3
<b>当該年度までに新たに確保する量</b>						
特定保育施設（D）		0	0	0	0	0
確保後の過不足（C）＋（D）		14	0	45	0	3

【 令和6年度 】

単位：人

		令和6年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		457			279	131
量の見込み（A）		131	87	220	135	39
<b>確保量</b>						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	143	87	263	124	37
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園					
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等				15	6
企業主導型保育事業						
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設					
確保量合計（B）		143	87	263	139	43
過不足（C）＝（B）－（A）		12	0	43	4	4
<b>当該年度までに新たに確保する量</b>						
特定保育施設（D）		0	0	0	0	0
確保後の過不足（C）＋（D）		12	0	43	4	4

【 今後の方向性 】

ニーズ調査の結果を考慮するとともに、必要に応じて事業計画を見直し、もっとも適当な時期により効果的な教育・保育施設の確保に取り組みます。また、保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の担保・向上を図ります。

## 4 地域子ども・子育て支援事業

### (1) 利用者支援事業 . . . . .

#### 【 概要 】

子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

#### 【 現状・課題 】

ニーズ調査結果から子育て支援の充実を図ってほしいと期待していることをみると、14.0%の人が「子育てに困った時に相談したり情報が得られる場を作ってほしい」と希望しています。

ニーズ調査の自由意見をみると、「子育てについて悩んでいることについて気軽に話せる場をもうけてほしい。」などの意見・要望がありました。

#### 【 量の見込みと確保策 】

単位：箇所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
確保策（B）	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

#### 【 今後の方向性 】

保育サービス利用への支援、保育資源・保育サービスの情報収集・提供業務に取り組みます。

## (2) 延長保育事業 . . . . .

### 【 概要 】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

### 【 現状・課題 】

ニーズ調査結果をみると、母親の帰宅時間において18時から19時台までが半数を占めており、時間外保育（延長保育）のニーズが多いことがうかがえます。

### 【 量の見込みと確保策 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	41	41	40	38	38
確保策（B）	41	41	40	38	38
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

### 【 今後の方向性 】

ニーズに適切に対応しつつ、年度ごとの利用状況を見ながら適切に事業を実施します。

### (3) 放課後児童健全育成事業（学童保育所） . . . . .

#### 【 概要 】

保護者の就労等により昼間適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

#### 【 現状・課題 】

ニーズ調査結果から就学前児童の利用希望をみると、就学前児童では小学校低学年のうち36.9%、高学年のうち26.8%が「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用を希望しています。小学校児童ではそれぞれ42.9%、22.4%が利用を希望しています。

#### 【 量の見込みと確保策 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	331	308	286	282	267
1年生	94	84	77	89	73
2年生	87	88	78	72	84
3年生	84	74	75	66	60
4年生	35	33	29	30	26
5年生	17	16	15	14	14
6年生	14	13	12	11	10
確保策（B）	331	308	286	282	267
1年生	94	84	77	89	73
2年生	87	88	78	72	84
3年生	84	74	75	66	60
4年生	35	33	29	30	26
5年生	17	16	15	14	14
6年生	14	13	12	11	10
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

#### 【 今後の方向性 】

利用状況やニーズを踏まえ、ニーズが充足される確保の内容を維持するとともに、「角田市学校の適正規模等に関する基本構想」を受けて、放課後児童クラブの今後のあり方を検討していきます。

また、平成30年9月に国で策定した「新・放課後子ども総合プラン」では、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を図るとしています。

放課後子供教室については、本市では実施していませんが、放課後児童クラブとの一体的又は連携して実施することについて検討していきます。



#### (4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）・・・・・・・・

##### 【 概要 】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間、お子さんをお預かりし、必要な支援を行う事業です。

##### 【 現状・課題 】

ニーズ調査では、「短期入所生活援助事業（ショートステイ）」の利用はありませんでした。

#### (5) 乳児家庭全戸訪問事業・・・・・・・・

##### 【 概要 】

市保健師又は訪問指導員が、生後120日までの乳児のいる全ての家庭を訪問する事業です。訪問のうえ育児環境を確認し、産婦の育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、子どもの発育確認、虐待の早期発見・防止を行い、必要に応じて継続支援につなげます。

##### 【 現状・課題 】

ニーズ調査では、対象となる自由意見はありませんでした。

##### 【 量の見込みと確保策 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	145	142	137	133	131
確保策（B）	145	142	137	133	131
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

##### 【 今後の方向性 】

引き続き本事業を実施します。

## (6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業・・・・・・・・

### 【 概要 】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業は、保護者のいない児童、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童、保護者の養育の支援が特に必要と認められる児童または出産後の養育について出産前の支援が特に必要な妊婦への適切な支援を図る事業です。

### 【 現状・課題 】

ニーズ調査では、対象となる自由意見はありませんでした。

### 【 量の見込みと確保策 】

#### ① 養育支援訪問事業

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	120	120	120	120	120
確保策（B）	120	120	120	120	120
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

② 要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

単位：回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	16	16	16	16	16
要保護児童対策地域協議会代表者会議	1	1	1	1	1
要保護児童対策地域協議会実務者会議	3	3	3	3	3
要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議	12	12	12	12	12
確保策（B）	16	16	16	16	16
要保護児童対策地域協議会代表者会議	1	1	1	1	1
要保護児童対策地域協議会実務者会議	3	3	3	3	3
要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議	12	12	12	12	12
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

養育支援訪問事業については、ニーズに応じ実施します。

要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業について、代表者会議及び実務者会議など、必要に応じ実施します。

## (7) 地域子育て支援拠点事業 ・ ・ ・ ・ ・

### 【 概要 】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### 【 現状・課題 】

ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「地域子育て支援拠点事業」は10.6%の利用があります。

ニーズ調査の自由意見をみると、「ウェルパークのちびっこ広場はおもちゃ、絵本等遊び道具が少ない。常駐している保育士さんもないので、その辺を充実してほしい。」「ちびっこ広場の開放日（時間）が少なく、利用しにくい。」などの意見・要望がありました。

### 【 量の見込みと確保策 】

単位：延べ人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	4,067	4,095	3,993	3,883	3,781
確保策（B）	4,067	4,095	3,993	3,883	3,781
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

### 【 今後の方向性 】

利用状況やニーズを踏まえ、ニーズが充足される確保の内容を維持していきます。

## (8) 一時預かり事業 . . . . .

### 【 概要 】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### 【 現状・課題 】

ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「一時預かり（保育所等）」は3.1%、「幼稚園の預かり保育」は8.7%、「ファミリー・サポート・センター」は1.4%の利用があります。

ニーズ調査の自由意見をみると、「安心して信頼できる一時保育や預かりを充実してほしい。」、「一年生の一時預かりがほしい。」、「一時保育機能が充実すると、下の子の通院時などに預けられるので助かります。」などの意見・要望がありました。

【 量の見込みと確保策 】

単位：延べ人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（Ａ）	4,696	4,512	4,515	4,268	4,289
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	727	696	698	659	663
2号認定による 定期的な利用	3,408	3,265	3,272	3,088	3,109
その他	561	551	545	521	517
確保策（Ｂ）	4,696	4,512	4,515	4,268	4,289
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	727	696	698	659	663
2号認定による 定期的な利用	3,408	3,265	3,272	3,088	3,109
その他	561	551	545	521	517
差引（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	0	0	0	0	0
2号認定による 定期的な利用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

ニーズに適切に対応しつつ、年度ごとの利用状況を見ながら適切に事業を実施します。

## (9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業） . . . . .

### 【 概要 】

病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

### 【 現状・課題 】

ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「病後児の保育を利用した」方は0.7%の利用があります。また、父親・母親が休んで対処した方の36.7%が「できれば病後児保育を利用したい」と希望しています。

ニーズ調査の自由意見をみると、「安心できる小児科の病児保育を作って欲しいです。」などの意見・要望がありました。

### 【 量の見込みと確保策 】

単位：延べ人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	3	3	3	3	3
確保策（B）	3	3	3	3	3
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

### 【 今後の方向性 】

ニーズに適切に対応しつつ、年度ごとの利用状況を見ながら適切に事業を実施します。

## (10) ファミリー・サポート・センター事業 . . . . .

### 【 概要 】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と当該援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### 【 現状・課題 】

ニーズ調査結果から就学前児童の定期的な教育・保育事業としての「ファミリー・サポート・センター」の利用状況は0.4%、利用希望は3.2%、一時保育事業としての利用状況は1.4%となっています。また、就学前児童の病後児保育としての「ファミリー・サポート・センター」の利用状況は0.7%と僅かですが利用しています。なお、放課後の時間帯での「ファミリー・サポート・センター」の利用希望は小学校低学年・高学年ともに利用はありません。

ニーズ調査の自由意見をみると、「ファミリーサポートのあり方をもっと分かりやすく知りたい。」などの意見・要望があります。

### 【 量の見込みと確保策 】

単位：延べ人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	258	244	232	223	213
就学前児童	79	78	77	74	73
小学生	179	166	155	149	140
確保策（B）	258	244	232	223	213
就学前児童	79	78	77	74	73
小学生	179	166	155	149	140
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

### 【 今後の方向性 】

利用状況やニーズを踏まえ、ニーズが充足される確保の内容を維持していきます。





## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業・・・・・・・・

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

### 【 今後の方向性 】

引き続き国等の動向を勘案しながら、実費徴収に係る補足給付事業の実施を検討していきます。

## (13) 多様な主体が制度に参入することを促進するための事業・・・・・・・・

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

### 【 今後の方向性 】

引き続き市内に新規に設置された保育所(法人等)へ巡回支援等を行っていくほか、国の動向等を踏まえ、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用の観点から効果的と考えられる事業の実施を検討していきます。

## 5 教育・保育の一体的提供及び体制の確保

### (1) 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進

保護者の就労状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園の設置の拡大に向けて、保育所や幼稚園のニーズ量や地域の実情に応じて、事業を行う者と相互に連携し、認定こども園への移行について必要な情報提供を行いながら、推進方法について協議、検討していきます。

また、提供するサービスの「質の向上」のために、教育・保育に携わる保育士等の人材確保に努めるとともに、保育士等や放課後児童支援員に研修等を行い、人材の資質向上を目指し、サービスの「質の向上」に努めます。さらに、事業者が福祉サービス第三者評価を受審することを推進し、市がその結果を毎年把握し、評価結果を基にした各園の改善内容等について、保育所保育指針等の法令等に基づいているかを確認することで、必要な指導を行います。

### (2) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育の円滑な接続の在り方について

小学校入学直後に学習に集中できない、望ましい人間関係を築くことができにくいなど、小学校生活にうまく適応できない（いわゆる小一プロブレム）子どもが増加する傾向にあるなか、幼児期の学校教育（幼稚園、保育所、認定こども園）と小学校教育が、それぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、子どもの発達や学びの連続性を保障するため、両者の教育が円滑に接続し、教育の連続性・一貫性を確保した、子どもに対する体系的な教育を推進します。

### (3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化にともない、幼稚園や保育所等の利用料に対する給付として「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。この新たな給付の円滑な実施を確保していくため、引き続き、当該制度の周知を行っていくほか、対象となる施設に対し、制度の概要や必要となる事務手続き等について、きめ細やかな支援や助言を行っていきます。

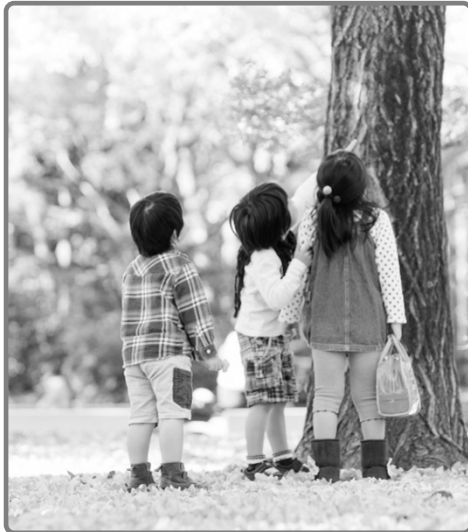


## 第5章 次世代育成支援の施策展開

## 基本目標Ⅰ 明るく子育てしやすい家庭づくり

### 施策の方向（１）子育てサービス・サポート体制の充実・・・・・・・・

#### 【現状と課題】



角田市では、市内に子育て支援センターを開設し、すべての子どもと家庭を対象とした総合相談窓口として、子育てに関する相談への対応のほか、情報発信・交流など活動の充実を図っています。角田市子育て支援センターは認知度の点で、子どものいる家庭の保護者には、徐々に知られてきていますが、その活用の点では、まだ十分に機能を発揮できていない面も見られます。近年、核家族化や地域のつながりの希薄化が進むなど、子育て中の保護者が孤立や不安を感じやすい環境となっていることから、センターの周知を図るとともに、相談体制のサポートの充実を図っていく必要があります。

#### 【方向性】

角田児童センター内に設置された子育て支援の相談拠点である子育て支援センターや総合保健福祉センター内子育て支援課の専門職員（保健師、家庭相談員、子育て世代包括支援員等）による子育て相談機能の充実を図ります。

#### ① 相談体制の充実

##### 【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
地域子育て支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育ての情報交流拠点として、関係機関と連携し、情報の提供及び保護者への助言を行い、すべての子育て家庭における児童の養育の支援。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>ダイヤル相談及び来所相談</li> <li>子育て情報の提供（各種講座の開設・広報等でのPR）</li> <li>親子で楽しめる場所の提供・仲間づくりの支援</li> </ol>	子育て支援課
子育て世代包括支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊娠期から子育て期の相談における子育てワンストップサービスの提供を行う。</li> <li>支援を必要とする方に対し、支援の方法や対応方法等を検討し、関係機関と協力して支援プランを作成し、包括的・継続的な支援を行う。</li> </ul>	子育て支援課
児童相談事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭相談員による、家庭における児童養育・人間関係・その他児童福祉に関する相談の実施。</li> </ul>	子育て支援課
乳幼児相談事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健師による家庭訪問・面接・電話相談の実施。</li> </ul>	子育て支援課

## 施策の方向（２）すべての子どもがいきいき暮らせる環境づくり・・・

### 【 現状と課題 】

アンケート調査結果においても、子育て中の家庭において、子育てにおける経済的な負担の軽減を求める声が多くなっています。近年では、経済的に困窮している状況が、子どもの学習環境、生活習慣などに影響することがクローズアップされてきており、それぞれの家庭状況に応じた経済的支援や就業支援などが求められています。

また、ひとり親家庭では、仕事と家事・育児に対する負担が大きく、各家庭が抱える様々な課題に対応したきめ細かな支援が必要です。

障害のある子どもをもつ家庭へは、療育・訓練等の支援体制を確保するとともに、発達に心配のある児童や保護者に対し、より一層支援を充実させることが必要です。

### 【 方向性 】

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、子ども医療費助成事業など、現在行っている施策をより一層充実させるとともに、新たな支援の方策を検討します。

また、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

## ① 子育て家庭の生活支援

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
児童手当	・中学校修了までの児童一人につき月額10,000円を支給。 ・3歳未満及び第3子以降については、月額15,000円を支給。(所得等の条件あり)	子育て支援課
児童扶養手当	・ひとり親家庭等の児童の保護者に支給。 (所得等の条件あり)	子育て支援課
特別児童扶養手当	・20歳未満の中度・重度障害児を養育している保護者等に支給。(所得等の条件あり)	子育て支援課
出産祝金	・一人につき20,000円を支給。	子育て支援課
障害児福祉手当	・20歳未満の重度障害児に支給。(所得等の条件あり)	社会福祉課
小学校入学祝子育て応援券支給事業	・小学校等に入学する第3子以降の子の保護者にかくだ共通商品券(30,000円分)を支給。	子育て支援課

## ② 子育て家庭の経済的負担の軽減

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	担当課
子ども医療費助成	・18歳到達後の年度末までの児童にかかる医療費を助成。(所得等の条件あり)	子育て支援課
未熟児養育医療費助成	・高度な医療を必要とする未熟児にかかる医療費を助成。	子育て支援課
心身障害者医療費助成	・心身障害者(児)にかかる医療費を助成。(所得等の条件あり)	社会福祉課
自立支援医療(育成医療)費助成	・身体障害を除去、軽減する手術等の治療にかかる医療費を助成。(所得等の条件あり)	社会福祉課
通学援助事業	・遠距離児童生徒の通学補助とスクールバスの運行。	教育総務課
日中一時支援事業(障害者日中活動一時支援事業、障害児者タイムケアサービス事業)	・障害児者の家族の負担を軽減するための一時的な預かりの実施。(所得等の条件あり)	社会福祉課
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	・小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活用具を給付。(所得等の条件あり)	社会福祉課

## ③ 障害児の成長支援

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	担当課
障害児通所支援	・障害児施設通所にかかる利用料を助成。	社会福祉課
適正な就学指導支援	・教育支援委員会において、特別な支援を必要とする児童生徒への指導支援。	教育総務課

## ④ ひとり親家庭や生活困窮家庭への支援

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	担当課
母子・父子家庭医療費助成	・18歳到達後の年度末までの児童の親子にかかる医療費を助成。(所得等の条件あり)	子育て支援課
就学援助費の支給	・経済的理由によって就学困難な児童・生徒の保護者への助成。(所得等の条件あり)	教育総務課
母子・父子家庭福祉対策資金貸付事業	・20歳未満の子どもと同居している母子・父子家庭に対して、50,000円以内の資金を貸付。	子育て支援課
高等職業訓練促進費等支給事業給付金	・経済的な自立に向け、資格(看護師・介護福祉士・保育士など)取得の支援。(所得等の条件あり)	子育て支援課
自立支援教育訓練給付金	・経済的な自立に向け、資格(パソコン関係・語学など)取得の支援。(所得等の条件あり)	子育て支援課
幼児教育・保育の無償化	・幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの全ての子ども及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもを対象とした保育料を無償化。	子育て支援課

## 基本目標Ⅱ 安心して働ける子育て環境づくり

### 施策の方向（１）働きながらの子育て支援・・・・・・・・

#### 【現状と課題】

角田市の子育て家庭においても働く母親が増える傾向にあるなかで、様々な保育ニーズが高まっています。保育ニーズの増加に対応していくため、私立幼稚園等の認定こども園への移行など、ニーズに応じた教育・保育事業の在り方について検討しながら、保育の受け皿を確保するとともに、保育サービスの質の維持・向上のための各種施策に取り組むことが必要です。

また、一時預かり事業の需要は増加傾向にあり、多様な保育へのニーズに対応していくことも求められます。

#### 【方向性】

すべての子どもが発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けることができるよう、早期の待機児童の解消や、保育の質の向上に向けた取組を推進します。

また、新卒者や潜在保育士等を対象に、市内の保育所で働くことに魅力を感じられるよう働きかけを行い、保育士の確保に努めます。

その他、一時預かり保育等の多様な教育・保育サービスを確保し、多様化する保育ニーズへ対応し、きめ細かな保育事業を推進します。

#### ① 適切な保育サービスの提供

##### 【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
保育の必要性の認定を受けた乳幼児の保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前児童の保育の実施。</li> <li>・保育所等での延長保育。</li> <li>・保育料の多子軽減（同一世帯の就学前児童のうち第2子以降が対象）。</li> </ul>	子育て支援課
幼児の健全な遊びを通して、主体的な生活が展開できるような保育を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・角田児童センターを核とした子どもの遊び場の提供。</li> </ul>	子育て支援課
低年齢児保育助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認可外保育施設への助成（4歳未満児童）。</li> </ul>	子育て支援課
放課後児童健全育成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労等により昼間保護者のいない家庭の小学生の安全確保及び適切な遊びや生活の場を提供。</li> </ul>	子育て支援課
一時預かり事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未就学児をもつ保護者が仕事や通院等により一時的に保育を必要とする場合や育児疲れのリフレッシュのための保育を実施。</li> </ul>	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児等の援助を受けたい人と提供したい人が、地域で構成する会員組織として設置・運営。</li> <li>・ファミリー・サポート・センター事業の周知及び啓発。</li> </ul>	子育て支援課
子どもの居場所づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生を対象に放課後や週末に子どもたちが、安全・安心に活動できる場所を提供し、地域全体で心豊かな子どもを育む（地域ボランティアによる支援）。</li> </ul>	生涯学習課
幼稚園教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園教育の支援。</li> <li>・預かり保育の充実。</li> </ul>	子育て支援課 教育総務課



## 施策の方向（２）就労環境の改善・整備の促進・・・・・・・・

### 【 現状と課題 】

仕事と生活の調和の実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むこと、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

こうしたことから、保護者をはじめ社会の人々が職場と家庭の均衡を考え、子育てを社会全体で見守る意識を育て、仕事と家庭を両立しやすい制度の運用や子育てを支援する雰囲気づくりが求められます。

### 【 方向性 】

働き方の見直しに向けたさまざまな取組を推進するとともに、子育て家庭への就労支援や、男女がともに協力して家庭内での役割を担っていくことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。

また、企業等の職場の子育て意識を高めるため、就労環境改善や男性の育児休業取得を促すとともに、企業イメージの向上に寄与する、企業の子育てにかかる就労環境のPRを推進します。

#### ① 多様な働き方の情報提供

##### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	担当課
育児休業取得の啓発	・育児・介護休業法等の周知による育児休暇取得の促進。	商工観光課
企業等への再雇用促進	・企業等の事務所への再雇用制度の普及・啓発。	商工観光課
再就職情報の提供	・再就職に関する情報提供及びハローワーク等との連携による再就職のための資格、技術の取得情報の提供。	商工観光課

#### ② 子育てしやすい就労環境の整備促進

##### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	担当課
企業等への法規・制度の周知	・次世代育成支援対策推進法の周知。	子育て支援課 商工観光課
企業環境のPR	・企業の子育て環境優良企業のPR。	子育て支援課 商工観光課

**施策の方向（１）安心な母子保健医療サービスの充実・・・・・・・・****【 現状と課題 】**

子どもの健康をめぐる状況は、軽度発達障害児の増加・乳幼児からの虫歯の増加、生活習慣病の低年齢化、新型の感染症、アレルギー性疾患など、様々な課題が生じています。

こうした子どもと母親の健康問題に対応するため、今後も妊娠前からの健康相談・指導を充実するとともに、医療機関等の関係機関と連携を図り、支援が必要な場合は適切な支援につなげていくことが必要です。

また、少子社会にあって、少ない子どもを大切に育てるという傾向が強まり、安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備に対する市民のニーズは高くなっており、身近な医療が確保できるよう、地域での小児医療体制の充実や救急医療に対応できる体制づくりが求められます。

**【 方向性 】**

不妊による心の悩み、妊娠期の不安、親の孤立化や育て方への不安、子どもが他の子どもと触れ合う機会が少なくなってきたことなどが原因で、心にさまざまな問題が生じています。

母親が安心して妊娠・出産に臨めるよう、訪問指導など、妊娠期から支援を行うとともに、子どもの発育・発達への支援に取り組み、妊娠期からの切れ目のない支援を行うことで、子どもの健やかな成長や発達を支援します。

## ① 母子の健康づくりの推進

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
母性保健事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不妊治療の助成。</li> <li>・母子健康手帳交付と個別相談。</li> <li>・妊婦健康診査（健診料の助成）。</li> <li>・妊婦歯科健康診査（健診料の助成）。</li> <li>・妊産婦・新生児への訪問指導。</li> <li>・要支援妊婦に対する医療機関との連携した適切な保健指導。</li> </ul>	子育て支援課
乳幼児健康診査事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3～5か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳児健康診査。</li> <li>・2か月児・8か月児医師による一般健康診査（健診料の助成）。</li> <li>・健康診査時を利用し、健康づくり、育児相談・支援に関する情報等の提供。</li> <li>・要支援親子に対する健診後のフォロー。</li> </ul>	子育て支援課
乳幼児保健事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おたんじょう相談。</li> <li>・むし歯予防教室・育児相談・発達相談。</li> </ul>	子育て支援課
乳児家庭全戸訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児がいる全ての家庭を訪問し、育児に関する情報の提供や乳児及びその親の心身の状況・養育環境の把握を行うほか、養育について相談・助言とその他の援助。</li> </ul>	子育て支援課
育児支援家庭訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「乳児家庭全戸訪問事業」各種健診等で把握した、特に支援が必要と認められた保護者への養育に関する相談・指導、助言とその他の援助。</li> </ul>	子育て支援課
地域医療対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児医療体制の整備、充実。</li> <li>・休日における診療体制の確保。</li> <li>・休日当番医療機関の周知。</li> </ul>	健康長寿課
夜間急患診療確保対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間における一次救急医療体制の確保及び二次救急医療体制の確保・充実。</li> </ul>	健康長寿課
感染症の予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症予防の知識・技術の情報提供。</li> <li>・予防接種の奨励。</li> </ul>	子育て支援課 健康長寿課

## 施策の方向（２）子どもの健康づくりと心身の成長・・・・・・・・

### 【 現状と課題 】

乳幼児期は、基本的な生活習慣を整え、健康づくりの基礎が培われる大切な時期であり、保護者や家庭のかかわり方が重要となります。また、親子の健康づくりに向け、食育の推進も重要となります。

角田市では、これまで子どもが健康で過ごすための取り組みの充実を図ってきましたが、今後も各成長発達段階での健康診査や相談を通して、疾病の早期発見と親子の健康維持につなげる取組を進めていくことが求められます。

また、学童期から思春期は、子どもは、友達や親、周囲の人々との関係の中で、悩み成長していく時期ですが、この年代の子どもたちに対しては、「心の健康」についてもその保持・増進の方法について知識の普及を行うなど、「心の健康づくり」にも努めていく必要があります。

### 【 方向性 】

近年の子育て家庭の生活習慣は、保護者の健康に対する意識やライフスタイル、就労状況などによって乱れがちとなっています。また、家庭内の喫煙習慣、不規則で偏った内容の食生活、乳幼児の就寝時間の乱れなどの結果、生活習慣病が低年齢化するなど、子どもの健康状態に大きな影響を及ぼしています。そのうえ、環境の変化等によるものと思われるアレルギー疾患の増加や、運動不足等による子どもの体力の低下といった身体の問題も生じています。こうした中、各成長発達段階での健康診査や相談を通して、疾病の早期発見と親子の健康維持につなげる取組を進め、子どもの健康を確保していきます。また、安全に外遊びができる環境づくりなどを通じて、子どもの外遊びを推進します。

食育に関しては、ライフステージに応じた暮らしのさまざまな場面の中で、他機関と連携しながら、食に関する情報提供や食事の大切さを学ぶ機会の充実を図り、食育を推進します。参加ができない保護者に対しても、必要な情報が届くよう、情報提供の充実に努めます。

思春期の保健対策として、生命の誕生と性、性感染症等に関する正しい知識の普及、喫煙や薬物乱用が心身に与える影響についての啓発等に対する取組については、学校教育の場以外においても、関係する機関の連携で実施する方法等について検討していきます。

### ① 精神保健事業

#### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
思春期保健の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仙南保健福祉事務所の専門家・医師による思春期相談を実施し、思春期問題に関するカウンセリング体制の確保。</li> <li>・性感染症、薬物、飲酒・喫煙等の健康阻害に関する知識の普及・啓発。</li> </ul>	子育て支援課 教育総務課
思春期学習と相談の充実 (命を守るための教育)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生の子育て体験学習（妊婦体験等）による子育て教育の実施。</li> <li>・中高生の保育所等訪問。</li> </ul>	子育て支援課 教育総務課

### ② 健康づくり事業

#### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
健康づくりの啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくり運動、心の健康に関する知識の普及。</li> <li>・外遊びの推進を通じた子どもの体力の向上。</li> </ul>	子育て支援課 教育総務課
ストレス解消・こころの健康に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童、生徒の心の健康知識・対処方法の普及。</li> </ul>	子育て支援課 教育総務課

### ③ 食育事業

#### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
栄養・食生活情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報等を通じて、子どもの成長を促す栄養情報の提供。</li> <li>・適正体重についての健康教育。</li> <li>・朝食の必要性の知識の普及。</li> </ul>	子育て支援課
食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健康診査時の乳幼児食やおやつへの指導。</li> <li>・栄養相談（電話、面接、訪問、子育て支援センターとの連携）。</li> <li>・保育所、児童館（センター）、幼稚園等での食育の推進。</li> <li>・「早寝早起き朝ごはん」運動及び「ルルブル（しっかり寝ル・きちんと食ベル・よく遊ブで健やかに伸びル）」の推進。</li> <li>・小・中学校での地域食材と正しい食生活習慣の学習指導（栄養士の学校訪問）。</li> <li>・アレルギー児童・生徒への対応。</li> <li>・地元食材の調理講習会の実施。</li> <li>・食生活改善推進員との食育交流。</li> </ul>	子育て支援課 生涯学習課 教育総務課

## 基本目標Ⅳ 子育てを支える地域づくり

### 施策の方向（１）子育て支援地域ネットワークの充実・・・・・・・・

#### 【現状と課題】

少子化及び核家族化の進展により、地域と子育て家庭のつながりが弱くなり、子育て家庭が孤立し子育てに不安を感じる保護者も増加しています。こうした中、子育ての不安を軽減し、楽しみや喜びを感じられる子育てへの支援、子育てに関する相談や適切な情報提供が重要となります。

また、子育てを家庭や地域社会全体で支えていくうえで、子育て家庭、地域の関連機関、地域の人々との連携をさらに強めていく必要があります。

#### 【方向性】

子育てについて、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、子育てに関する情報提供を充実します。また、地域の子育てに関わる関係機関・団体の連携を強化し、ネットワークで子どもや子育て世帯を支援する体制づくりを進めるとともに、育児サークルなどの仲間づくりや地域住民による自主的な活動を支援します。

### ① 子育て支援地域情報・交流の促進

#### 【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
お手伝い情報の作成	・「お手伝い情報」づくりの推進。	子育て支援課
子育て情報の発信	・子育て母親の参加による子育て情報の発信。	子育て支援課 教育総務課 生涯学習課 図書館
子育て交流の場づくり	・児童センター、自治センター等での子育て親子の交流推進。	子育て支援課 教育総務課 生涯学習課 図書館
子ども図書館の活用	・読書をとおして親と子の交流の場を提供。	子育て支援課 教育総務課 生涯学習課 図書館

## ② 地域の人材活用と育成

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
子育てボランティアの育成・組織化	・子育てボランティアの体験講座の開催。	子育て支援課 図書館
子育て支援連絡体制の充実	・子育て支援センターが中心となり、子育て支援機関・団体との支援連絡体制の構築。	子育て支援課
学校ボランティア	・地域に開かれた学校づくりを推進するため地域との連携化の推進。	子育て支援課 教育総務課 社会福祉協議会 図書館
ブックスタート事業	・赤ちゃんと保護者が、絵本を介して心の触れ合いを持つきっかけづくりのお手伝い。	子育て支援課 社会福祉協議会

## 施策の方向（２）子どもの健全育成の推進・・・・・・・・

### 【 現状と課題 】

子どもの健やかな成長において、地域社会は、家庭や学校とは異なる人間関係やさまざまな体験の機会として重要な役割をもっています。しかし、近所付き合いをする人数が減少傾向にあるなか、地域におけるつながりの希薄化が懸念されています。

こうしたなか、子どもの成長にあわせ、遊んだり交流したりしながら自分らしく過ごせる「居場所」を地域の中につくることが重要となります。

地域における身近な交流の場の確保や、地域の市民団体や関係機関との連携強化に努め、地域での交流の場を確保していくことが必要です。

### 【 方向性 】

子どもが社会や地域に参加し、地域の中でさまざまな人や物事に触れ合い、体験や経験を重ねることによって、子どもの豊かな心を育てるよう、学習の場や交流の機会を提供します。

また、放課後等の子どもの居場所となる放課後児童健全育成事業の他、「子どもの居場所づくり」を推進します。

### ① 多様な世代間交流の推進

#### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
自治センター等での交流活動の推進	・各自治センターで、特色ある昔遊び等を通じた子どもと高齢者等の世代間交流の推進（ふれあい広場等）。 ・3、4歳児と親、祖父母の遊びと交流機会の提供。	子育て支援課 生涯学習課 教育総務課
保育所・学校での世代間交流	・保育所児童と高齢者との交流。 ・祖父母の授業参観と遊びの交流。	子育て支援課 生涯学習課 教育総務課



## ② 地域の遊び場・居場所の形成、家庭教育の支援

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
子どもの居場所づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの居場所づくりの提供。</li> <li>地域の人材登録による協力体制の充実。</li> </ul>	子育て支援課 生涯学習課 教育総務課
地域学校協働事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭教育支援チームの活動。</li> <li>家庭教育支援のための学習機会の効果的な提供。</li> </ul>	子育て支援課 生涯学習課 教育総務課

## ③ いじめ相談等

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
電話相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒生活指導員配置による相談体制の充実。</li> </ul>	教育総務課
青少年のための県民会議等との連携による健全育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な問題を検討するため、学校、教育委員会等との関係強化。</li> </ul>	子育て支援課 生涯学習課 教育総務課

## 基本目標Ⅴ 安全に安心して学び、遊べる環境づくり

### 施策の方向（１）子どもがいきいきする教育の推進・・・・・・・・

#### 【 現状と課題 】

子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力を身につけさせるため、教育内容・方法の一層の充実を図ることが重要です。特に、自ら課題を発見し解決する力、コミュニケーション能力、物事を多様な観点から論理的に考察する力などの育成を重視することが求められます。

また、子どもたちの過ごし方なども社会の変化とともに移り変わり、親や友達、地域との関わり方も変化してきている中、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を高めることが重要であり、そのための地域活動の担い手の育成や地域参加の促進も求められています。

#### 【 方向性 】

将来を担う児童生徒の「生きる力」を育むため、一人ひとりの子どもの個性を生かし、豊かな心を育成する教育環境の充実に向けて取り組みます。

また、自然体験活動や社会体験活動、スポーツや文化芸術活動などのさまざまな地域活動を通じて、子どもたちの愛郷心や情操を養うことに努めるとともに、子どもたちの積極的な活動を支援するため、さまざまな地域活動について、情報提供の充実を図ります。

#### ① 子どもの力を引き出す学校づくり

##### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
特色のある学校運営	・地域の特性を生かすなど子どもの学ぶ意欲を高める教育の推進。	教育総務課
地域・家庭との連携	・学校評議員制度の活用等による地域・家庭と学校の連携・協力の推進。	教育総務課
学校生活の安全確保	・侵入者等の問題に対応する安全管理マニュアルの遂行。 ・防災・防犯対策や安全な通学に向けた関係機関との協力体制の構築。	教育総務課
学校特別支援事業	・特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への指導を行う特別支援教育支援員の配置。	教育総務課

## ② 体験・参加型による心の学習の推進

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
職場体験	・職場体験訪問学習（中学生）による職場意識の醸成。	教育総務課 生涯学習課 商工観光課
起業家教育の促進	・キッズマート（小学校）の活動による起業家意識の育成。	教育総務課 生涯学習課 商工観光課
農業体験	・農業体験による農業生産現場の体験。	教育総務課 生涯学習課
環境の学習	・こどもエコクラブを活用した環境活動のサポート、市内企業と連携したリサイクルを学ぶための環境出前講座の実施。	教育総務課 生涯学習課 生活環境課

## ③ 子どもの自主活動の育成

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
地域での少年ふるさと学習の推進	・各自治センターで特色ある教室の開催。 ・地域の伝統活動の推進。	生涯学習課
異年齢交流活動の推進	・子ども会等地域の異年齢の活動の推進。 ・ジュニアリーダーの育成及び活動支援。	生涯学習課
スポーツ振興による子どもの体づくり推進	・スポーツ少年団等の活動支援。 ・総合型地域スポーツクラブの育成支援。	生涯学習課

## 施策の方向（２）安全・安心なまちづくりの推進・・・・・・・・

### 【 現状と課題 】

角田市では、「角田市生活安全条例」に基づき、市内において事業を行っている事業主や学校などを含めた関係機関と連携のうえ、犯罪等を防止するための広報・啓発活動や安全な地域づくりなどの活動を実施しています。

近年、子どもを狙った犯罪や、子どもが巻き込まれる事故等の発生により、地域における子どもの安全・安心への関心がますます高くなっています。

地域コミュニティが縮小しつつある現代において、子どもや親にとって身近な生活圏である地域が、防犯や見守りなどにおいて重要な役割を担う必要があることから、地域における交通安全・防犯対策の充実が求められます。

また、角田市においても、児童虐待等の相談件数が増加傾向にあるなか、虐待防止に向けた取組の充実が求められます。児童虐待防止対策にあたっては、各家庭をはじめ市民一人ひとりの意識啓発を行うとともに、関係機関との連携強化を図り、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応をさらに進めていくことが必要です。

また、安全・安心なまちという観点から、乳幼児を連れた親や子どもが安全に利用できるような道路や施設環境の整備など、子育てに配慮した安全で快適な生活環境の整備も望まれます。

### 【 方向性 】

公共施設、道路、公園などの整備や改修時には、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れるとともに、既存施設については、ベビーカーでの親子連れや、障害者が利用しにくい道路や交通機関、公共施設などバリアフリー化を進めます。

さらに、子どもや乳幼児等の親子連れに対する交通面での安全性に留意し、交通安全設備の設置、道路の拡幅や歩道の設置、交差点の改良など安全な道路交通環境の整備を進めるとともに、就学前の児童や学校の生徒等に対する交通安全学習を推進します。

安全なまちづくりに向け、災害時に想定される事故（ブロック塀等の倒壊などの危険箇所）に対する未然対策を実施するとともに、地域住民による見守りやパトロールや、災害情報の迅速な提供体制や子育て関連施設における連絡体制の強化など充実していきます。

犯罪などの被害にあった子どもが発生した場合には、要保護児童対策地域協議会を中心として、子どもの保護と立ち直り支援、心の回復の支援を実施します。

### ① 交通安全・防犯対策の充実

#### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	担当課
地域防犯協力システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども会育成会の子ども110番（カンガルーハウス等）の周知と充実。</li> <li>小学校区ごとのパトロール隊の充実。</li> </ul>	防災安全課 教育総務課
防犯マップ作成による安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民参加による地域の防犯危険個所マップの作成。</li> <li>防犯危険個所の安全対策の実施。</li> </ul>	防災安全課 都市整備課 教育総務課
スクールゾーン周辺安全管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>街路等維持管理事業（凹凸の修復等）。</li> <li>危険ブロック塀等の除却事業。</li> </ul>	防災安全課 都市整備課 教育総務課
チャイルドシートの正しい着用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>チャイルドシートの着用啓発の実施。</li> </ul>	防災安全課
広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全・防犯教室の開催。</li> <li>防犯に関する広報・啓発活動（特にネット犯罪・トラブル防止等）。</li> <li>安全パトロールの実施。</li> </ul>	防災安全課 教育総務課
各種防犯防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>マニュアルに基づく避難訓練。</li> <li>地域防犯・防災訓練。</li> </ul>	防災安全課 教育総務課

### ② 児童虐待等の対策強化

#### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	担当課
要保護児童対策地域協議会の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>角田市要保護児童対策地域協議会の機能強化と積極的な活用による要保護児童等の早期発見、早期対応の徹底。</li> <li>協議会構成関係機関との情報共有と連携強化。</li> </ul>	子育て支援課

### ③ 子育てしやすい環境づくり

#### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	担当課
地区児童館（センター）・児童遊園の遊び場としての活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童館（センター）、児童遊園の利用形態の周知。</li> <li>児童館（センター）、児童遊園の安全管理対策。</li> </ul>	子育て支援課
ユニバーサルデザインによる整備・改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設等への子育て対応設備の整備、改修。</li> <li>ベビーカー等に対応した歩道、交差点の改良等の推進。</li> <li>公共施設トイレにおけるベビーベッド等の設置の推進。</li> </ul>	子育て支援課 都市整備課
公園等施設の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園等公共施設周辺道路の安全対策の推進。</li> </ul>	都市整備課



## 第6章 今後の取り組み体制

## 1 計画の推進に向けて

本計画は、担当課だけではなく、健康、教育、まちづくり、防犯・防災など広範囲にわたっています。そのため、各部署間の連携を深め、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

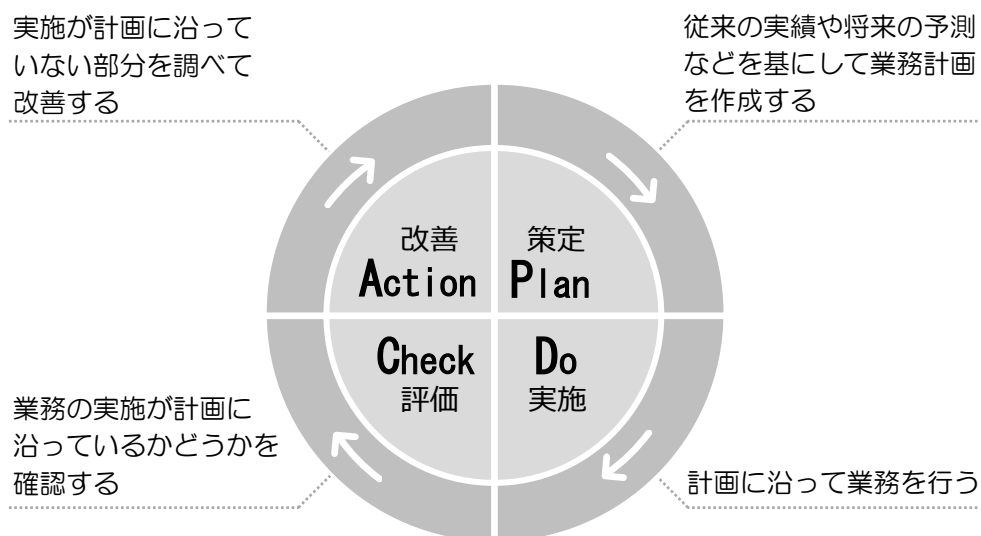
計画に掲げる取組については、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行った上で、計画を推進します。

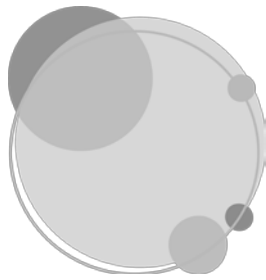
また、行政の取組だけではなく、家庭や地域をはじめ、子育てサークル、ボランティア、さらにNPO等の関係機関の協力が不可欠です。そのため、これらの個人・関係機関等の活動と連携しながら、引き続き地域の子育て支援を推進していきます。

## 2 計画の評価・進捗管理

本計画に基づく取組の実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえた上で、取組の充実・見直しを検討する等、PDCA サイクルを確保し、本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進捗状況について把握するとともに、「角田市子ども・子育て会議」において、施策の進捗状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。





## 參考資料



# 1 角田市子ども・子育て会議条例

平成25年9月30日

条例第22号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、角田市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する事。

(5) その他市長が特に必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例の施行の日以後において、最初に招集する会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

## 2 角田市子ども・子育て会議委員名簿

氏名	所属機関等	備考
森 敦	公立保育所保護者代表	～平成31年3月1日
佐藤 佳奈		平成31年4月1日～
穴戸 恵美子	児童館（センター）保護者代表	～平成31年3月1日
目黒 舞	私立保育所保護者代表	平成31年4月1日～
水戸 理絵	公立幼稚園保護者代表	～平成31年3月1日
大槻 康弘	認定こども園保護者代表	平成31年4月1日～
細川 和行	角田市誘致企業事業所代表	～令和元年6月30日
小林 宏彰		令和元年7月1日～
三浦 武志	連合宮城仙南地域協議会角田地区会議代表	
鈴木 恵子	角田幼稚園 園長	
奥野 成賢	ミネ幼稚園 園長	
小野寺 洋一	角田カトリック幼稚園 園長	
藤崎 隆	NPO法人角田共育ちの会 理事長	
川上 朋子	NPO法人角田保育ママの会 理事長	
日下 正則	角田市社会福祉協議会会長	
磯部 裕子	宮城学院女子大学教授	
島津 恵美	角田市民生委員児童委員協議会 主任児童委員部長	
齋藤 みつ	元角田市中島保育所長	
佐藤 亨	角田市教育委員会 理事 兼 教育専門官	～平成31年3月1日
大沼 章	角田市教育委員会教育総務課 副主幹	平成31年4月1日～

### 3 子ども・子育て会議の開催日と審議内容

開催日時	審議内容
平成 30 年 4 月 13 日	平成 30 年度第 1 回子ども・子育て会議 諮問 第 1 号 第 2 期角田市子ども・子育て支援事業計画等に関する事 第 2 号 幼児期の教育・保育施設の今後のあり方等に関する事 協議事項 (1) 第 2 期角田市子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールについて (2) 幼児期の教育・保育施設の今後のあり方の検討スケジュールについて その他 (1) 角田市保育施設整備等計画の進捗状況について
平成 30 年 6 月 12 日	平成 30 年度第 2 回子ども・子育て会議 協議事項 (1) 角田市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査について (2) 児童館等の今後のあり方に関するアンケートについて
平成 30 年 8 月 9 日	平成 30 年度第 3 回子ども・子育て会議 協議事項 (1) 角田市子ども・子育て会議 会議録の承認について (2) 児童館等の今後のあり方に関するアンケート結果について
平成 30 年 9 月 10 日	平成 30 年度第 4 回子ども・子育て会議 協議事項 (1) 児童館等の今後のあり方に関するアンケート結果について (2) 児童館等の今後のあり方について
平成 30 年 10 月 9 日	平成 30 年度第 5 回子ども・子育て会議 協議事項 (1) 平成 30 年 4 月 13 日付け角子第 4 4 号で諮問のあった「諮問第 2 号幼児期の教育・保育施設の今後のあり方に関する事」に対する答申(案)について
平成 31 年 1 月 29 日	平成 30 年度第 6 回子ども・子育て会議 協議事項 (1) 平成 31 年度角田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定について

開催日時	審議内容
平成 31 年 3 月 18 日	平成 30 年度第 7 回子ども・子育て会議 協議事項 (1) 第 2 期角田市子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール（案）について
令和元年 7 月 26 日	令和元年度第 1 回子ども・子育て会議 協議事項 (1) 第 2 期角田市子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールについて その他 (1) 幼児教育・保育の無償化について
令和元年 12 月 11 日	令和元年度第 2 回子ども・子育て会議 協議事項 (1) 第 2 期角田市子ども・子育て支援事業計画骨子（案）について (2) 第 2 期角田市子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和 2 年 1 月 17 日	令和元年度第 3 回子ども・子育て会議 協議事項 (1) 第 2 期角田市子ども・子育て支援事業計画（最終案）について
令和 2 年 3 月 17 日	子ども・子育て会議磯部会長より大友市長へ、 「第 2 期子ども・子育て支援事業計画」にかかる答申。

## 4 用語解説

### 【あ行】

#### 育児休業制度

出産後の一定期間、育児をするため労働者が休業できる制度。

### 【か行】

#### 家庭的保育

児童福祉法に基づいて区市町村が行う保育事業。日中、家庭で子を保育できない保護者に代わって、自治体の認定を受けた保育者が居宅等で保育を行う。

#### 企業主導型保育事業

平成28年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度。企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行う。

#### 協働

市民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

#### 居宅訪問型保育

保育を必要とする乳幼児の居宅において行う家庭的保育者による保育のこと。

#### 子育て安心プラン

国における子育て支援策として、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保していくとともに、平成30年度から令和4年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備していくこととした対策。

#### 子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、もって地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とする。

#### 子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律。

### 子ども・子育て支援新制度

就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。

### 子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。

### 子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

## 【さ行】

### 次世代育成支援対策推進法

将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成15年に制定された法律。

### 食育

さまざまな経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身に付けること。

### 新・放課後子ども総合プラン

放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等により、すべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を目標とし、放課後児童対策の取り組みをさらに推進する対策。

## 【た行】

### 待機児童

認可保育所等に入園申込みをしたが、入所できていない児童を「入所待ち児童」と言い、その人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方等を除いた数が「待機児童」となっている。

### 特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」を言う。認定こども園、幼稚園、保育所が該当する。

## 【な行】

### 認定こども園

幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、おおむね0歳から就学前の児童に保育園の時間帯（おおむね7時から18時）で保育・幼児教育を行う施設。

## 【は行】

### 病児・病後児保育

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業。

### ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

### 放課後児童クラブ

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの。

## 【や行】

### ユニバーサルデザイン

一定の年齢、性別、国籍、心身状態の人を対象とするのではなく、どのような人でも利用することができる施設や製品、設計のこと。

### 幼稚園

満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関。学校教育法22条によれば「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」。

### 幼稚園の預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行う教育活動のこと。

### 要保護児童対策地域協議会

要保護児童（虐待を受けた児童等）の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

## 【ら行】

### 量の見込み

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の「見込み」を推計することとなっている。



---

第2期角田市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 宮城県角田市 市民福祉部 子育て支援課  
〒981 - 1505 宮城県角田市角田字柳町 35-1  
(角田市総合保健福祉センター内)  
TEL 0224-63-0134 FAX 0224-63-3975

---

